

環境報告ガイドライン 2018 年版 解説書等作成に向けた検討会（第 2 回） 議事録

日 時：2018 年 10 月 11 日（木）14：00～16：30

会 場：TKP 新橋カンファレンスセンター カンファレンスルーム 5 A

出席者：栗野委員、魚住委員、上妻委員（座長）、後藤委員、富田委員、藤井委員、藤原委員、
水口委員（五十音順、敬称略）

議 事：

（1）解説書等素案について

（配付資料）

資料 1	環境報告ガイドライン 2018 年版 解説書等作成に向けた検討会委員名簿
資料 2	解説書等作成の進捗状況について
資料 3-1	作成ガイド素案
資料 3-2	解説書素案
参考資料 1	環境報告ガイドライン 2018 年版
参考資料 2	環境報告ガイドライン 2012 年版

I. 開会

<事務局挨拶>

○ 事務局

予定時刻となりましたので、ただいまより、環境報告ガイドライン 2018 年版解説書等作成に向けた検討会、第 2 回を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本検討会にご参加いただき誠にありがとうございます。進行を務めます、事務局の三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング、奥野です。よろしく願いいたします。

それでは、初めに、環境省 大臣官房 西村環境経済課長より、一言ご挨拶いただきます。

○ 西村環境経済課長

皆さん、こんにちは。私、この夏に着任をしまして 3 か月ほど経ったのですが、環境金融というものが数年前に比べてものすごく大きな流れといいますか、うねりになっているというのを、毎日、人に会うたびに感じている次第でございます。そして、その金融と表裏一体の形で、この開示の話が、以前も重要な話でしたけれども、より一層注目を集めて、重大な課題になってきていると考えております。

国際的にも TCFD の動きなどありまして、昨年、検討いただいたガイドラインの改定版を 6 月に公表し、さらに、その解説書等を作る検討作業を、前回キックオフしたと聞いております。本

日はその議論の続きということで、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○ 事務局

ありがとうございました。

次に、議事と配付資料の確認をさせていただきます。(議事次第に基づき説明)

II. 議事

○ 事務局

それでは、議事に入らせていただきます。「解説書等作成素案について」が、本日の議題でございます、その進捗状況につきまして、事務局から説明をさせていただきますので、まず資料2をご覧ください。

資料2「解説書等作成の進捗状況について」ということで、この一覧表が、本検討会で作成予定の作成ガイド及び解説書の全体計画でございます。表の右側の進捗状況の欄に現状が入っております。左側が、2018年版ガイドラインの目次構成となっております、それに合わせた形となっております。

まず、冒頭から大変恐縮ですが、資料の訂正をさせていただきたいと存じます。最初の「はじめに」と「序章」につきまして、素案は作成済みでございますけれども、本日の審議の対象とはいたしませんので、「第2回検討会で審議」というところは削除させていただければと存じます。大変申し訳ございません。

それから、第1章「環境報告の考え方」に関するガイドを作成するという予定で、こちら、作業中になってございます。

それから、第2章、こちらは本日の審議のメインになりますけれども、1番の「環境報告の基礎情報」に関しましては、こちらはまだ現在作業中とさせていただいております。それから、2番「環境報告の記載事項」につきまして、(1)コミットメント、(2)ガバナンス、(3)ステークホルダーエンゲージメントの状況等々と続いておりますけれども、本日の審議対象といたしましては、右側の進捗状況にあるとおり、(2)のガバナンス、それから(5)のビジネスモデル、(6)のバリューチェーンマネジメント、1枚めくっていただきまして、(9)の重要な環境課題の特定方法につきまして、素案を作成し、本日も議論をいただきます。

続きまして、参考資料に参りますけれども、「主な環境課題とその実績評価指標」に関する解説書ということで、本日、素案を準備しております。気候変動、水資源、生物多様性、資源循環、化学物質、及び、最後の汚染予防につきましても、申し訳ございません、訂正させていただきますけれども、「作業中」とございますけれども、本日、素案を準備いたしましたので、ご検討をいただくことができます。

最後に、「その他・附属書」の部分でございますけれども、まず対照表は、ガイド及び解説書の検討を終えてから、最後に作成する予定でございます、それから最後の評価チェックシートというのは、第1回検討会では作成予定であると資料でお示ししておりましたけれども、現状で

は、必要性等々を踏まえまして、作成しない方向で考えてございます。こちらは、前回からの変更とさせていただきます。

それから、本日の素案につきましては、先ほど資料をご確認いただきましたとおり、資料3-1が作成ガイドの素案となっております。お手元で、資料3-1の目次をご覧いただきたいと思っておりますけれども、冊子形式で、全体の目次はご用意しておりますけれども、本日の資料の中でご検討いただく内容のみ中身が入っております、ほかは作成中というページになってございます。

それから、資料3-2が解説書素案になりまして、こちら、全体的にまだまだ作業途中でございますけれども、目次を見ていただきますと、第2章の作成予定にしております、ガバナンス、リスクマネジメント、バリューチェーンマネジメント、戦略、重要な環境課題の特定方法の解説書素案を入れてございます。場所だけ入れてございまして、まだ作業中の部分もございます。

それから、参考資料の1～6までの主な環境課題についてのたたき台をご準備している次第でございます。これらの素案は、第1回検討会の後、今回までの間にご覧いただいた範囲につきましては、事前に委員の皆様から簡単なコメントをいただいているところでございまして、本日もご検討いただく作成ガイドと解説書の素案には、いただいたコメントを受けて、修正の方向性の案を挿入したり、それを受けて修正したりをしております。いただいたご意見全てを反映できている状態とはとても言えないのですが、引き続きご検討いただければと思ひまして、これについては後ほどご議論をいただく時間がございます。

資料2のほうに戻らせていただきます。資料2の3ページ目に、前回の第1回検討会で提示いたしました解説書等の作成の基本的な進め方について資料を提示しておりますが、前回の検討会で出たご意見と、作成の現在の実態を踏まえまして、訂正させていただきたい点がございまして、再配付させていただいております。具体的には、まず、「中小企業・初心者ターゲットとする」と前回資料でお示ししていたのですが、ご指摘を受けまして、「中堅」と訂正させていただきたいと思っております。それから、解説書の構成につきましても、構成案をご提示しておいたのですが、作成の状況を踏まえまして、詳細に規定せずに、それぞれによって異なるとさせていただければと存じます。これらを訂正させていただければと思ひます。

それから、その下の参考資料の解説書作成については、こちらは前回の検討会ではなく、本日お示しする内容ですけれども、参考資料の「主な環境課題」それぞれに関する解説書の作成につきましては、こちらの図のような考え方で、基本構造を検討いたしました。

まず、「主な環境課題」それぞれの上位として、第2章10の「事業者の重要な環境課題」の特定に関するガイドライン及び、それに関する作成ガイドがあるという前提になります。それにぶら下がって、「参考資料」の主な環境課題に関する解説書を位置づけるという構造でございます。その中身につきましては、主な環境課題に関する概要、それからガイドラインに示される報告事項ごとの記載の留意点及び参考になる事例と参照できる文献類を示す、という形をとってございまして、第2章10の「事業者の重要な環境課題」に関する作成ガイドにつきましては、「主な環境課題」ごとの解説書案を、本日、先にご検討いただき、その後、全ての「主な環境課題」に共通する手引きの要素を特定し、作成ガイドを作成する考えでございます。

資料2につきましてはここまででございますけれども、何かご質問等はございますでしょうか。

(なし)

○ 事務局

ありがとうございます。それでは、ここからは、座長の上妻先生に議論の進行をお願いいたします。

<意見交換>

○ 上妻座長

よろしくお願いいたします。早速、それでは資料3の作成ガイドと解説書案について、ご審議をいただきたいと思っておりますけれども、時間の関係もございますので、項目別に、少しずつ切っていくしたいと思います。

お手元の資料3-2で、解説書をご覧になっていただきたいのですが、3ページから「ガバナンス」というところがございます。資料3-1、作成ガイドでは7ページです。この「ガバナンス」についてご審議をいただきたいと思っています。今、他の章も作成中ございまして、かなり時間の要る作業なので、今回、その場で即答できることについてはお答えしたいと思いますけれども、そうでないものに関しては持ち帰って、よく検討をいたしまして、また後日お答えできるようにしたいと思っています。

○ 後藤委員

さきほど奥野さんの説明を聞き漏らしたのですが、資料2で「参考資料の解説書作成について」というご提案をされましたよね。この中で、「参考になる事例」が3番目にあります。これは解説書ですよね。「参考になる事例」は、作成ガイドにかなり載るのではないのでしょうか。

○ 上妻座長

おっしゃるとおりです。本来でしたら作成ガイドを作ってから解説書を作るという手順だとちょっとよく、作成ガイドについて難解なことがあったときに解説書に書くという形でのいいのですが、とても作業量が多くて分業している状態です。参考資料の部分の解説書に関しては、ガイドライン本体ではないので、とりあえず、総花的に、作成ガイドに載せるべきものも含めてトータルなものを個別につくってしまおうと。そこから、解説書に残すべきところと作成ガイドに持つべきところを分けて作ろうとしています。ですから、ご懸念の内容は、将来作成ガイドに移るだろうと思っておりますけれども、ただしその場合にも、解説書はガイドラインの本体ではないので、例えば気候変動を重要な環境課題と特定される事業者の方がいらっしゃったときには、気候変動の解説書を使いますという立てつけになっていまして、全体として、作成ガイドとはちょっと色合いが変わってくるという感じになります。

○ 後藤委員

わかりました。だから、最終的にはシャッフルすると。

○ 上妻座長

この部分だけは、そうせざるを得ない。といいますのは、内容的にもものすごく細かくなって

しまうところがあるのですね。それも、項目によって、そういうものが出てくるものもあれば、そうじゃないものもありますので、作成ガイドに一体どういうところまで書けばいいのか、解説書の方で書いてもいいのかどうかということも含めて、最終的に調整させていただきます。

○ 後藤委員

わかりました。ありがとうございました。

<意見交換 -ガバナンス->

○ 上妻座長

それでは、「ガバナンス」に参りたいと思いますけれども、作成ガイドに関しましては、ガイドラインに沿って環境報告を作るとすればこんな考え方が必要であるということと、「このように作ればいいのか」という見本のようなものをお示しするつもりで書いています。

解説書には、作成ガイドに載せるようなことではないけれども、もっと詳しい説明がバックグラウンドにないとわからないといったことを書くという考え方で作っていますが、項目によっては必ずしもそうになっておりません。というのは、項目によって考え方が違ってきたりすることがあって、同じフォーマットで作ることができなかったというのが実情でございます。

作成ガイドに関しましては、基本的に環境報告ガイドラインが開示してくださいとお願いしている項目についての定義の部分、意味をまず特定していこうと。それから、その情報がなぜ必要なのか示したほうがいだろうと思しますので、そこを簡単に書いています。それから、報告事項については、報告事項を作るときの注意事項が書いてあるということです。

環境報告ガイドラインに沿って作れば、ここら辺ぐらいまででよいだろうという考え方もあるのですが、それ以上に、このぐらいのところまで知っていたほうがいい、例えば書くときの注意事項でも、ガイドラインではここら辺までしか言っていないけれども、これがあつたら少しは役に立つかもしれない、といったようなところまで含まれている場合があります。

環境報告ガイドライン 2018 年版ガイドラインですから、ガイドラインに準拠したいという方々にとっては拘束性がありますが、それと同じレベルでは作成ガイドを作っておりません。といいますのは、ここには、今まで日本の事業者の方々が実務としてやられてこなかったようなことが随分載ってしまっていて、やってこなかったことについて標準的な開示の仕方をご提示することが難しいからです。

例えば「ビジネスモデル」は、日本の実務でもようやく少し出てきたような段階で、世界的に見ても何が共通の標準的なフォーマットなのかは必ずしも決まっているわけではない。そういうところで、一般的に、欧米を中心として、こんなようなやり方、というのが大体固まりつつある方向性だという考え方で作っていますが、ここから先にどうなるかわからないので、作成ガイドにつきましては、一つの参考事例であるという位置づけにしよう、事務局も含めて我々のサイドでは考えています。

ですから、それ以上良い実務のやり方をお持ちの事業者の方々、それから、技術進歩があつて開示の技術が進んできたときにも対応していただけるように、作成ガイドと解説書は定期的に改

定していこうと思っていますし、ガイドラインを改定するのではなく必要に応じて適宜差し替えるということしておりますし、実務のバラエティがあることを前提に作っていこうとしています。

「ガバナンス」のご説明に戻りますけれども、環境報告ガイドラインでは、機関設計の話しか書いていないのです。といいますのは、ガバナンスのやり方というのは、会社の機関設計が基本になっていまして、どういう組織体制をとっているかが基本になってくるだろうと思っています。

例えばダウ・ジョーンズなんかアンケートで質問するときの冒頭もそれですし、そのところが重要なのですけれども、それ以外に、社会的な仕組みだとか経済的なインセンティブだとか、色々な形でガバナンスがあります。それから、もちろんコーポレート・ガバナンス・コードみたいなものもありますので、そういうものについて本来は触れたほうがいいのでしょうけれども、今、日本の事業者の方々の実務を拝見していて、皆さんがほとんどお作りになっている会社の組織図ぐらいのところをまずお示しいただいて、それに対して、ガバナンスの機能を向上させるための特別な取組だとか工夫をされているところは、追加的に書いてくださいというのが、環境報告ガイドラインの基本的なスタンスです。

ですから、そういうふうで作成しているつもりですけれども、十分ではないかもしれませんが、それ以外に追加的に書かなければいけないようなことに関しては、報告事項の書き方のところにつけ加えるという形で対応させていただこうかと思っています。

細かいことは申し上げますし、委員の方々からご意見も既にいただいているので、それも含めまして皆さんのほうからご意見、ご指摘事項等があれば、お伺いしたいと思います。

○ 水口委員

上妻先生のご説明はよくわかりました。まず、つまりガイドラインには拘束性がある。

○ 上妻座長

守ろうとする人にとっては。

○ 水口委員

ええ。ですから、例えば「ガイドラインに準拠しています」と言うのであれば、このガイドラインのとおりやってくださいという意味であると。作成ガイドはそういうものではないので、作成ガイドに書いてあることが必ずしも全部網羅されていなくても、「ガイドラインに準拠しています」と言える、という意味ですね。

○ 上妻座長

作成ガイドは、環境報告ガイドラインを使用した場合の典型的な書き方は、こういうふうなものですと書いてあるだけなので、それを守るか守らないか。それが全く欠落していたら困るのですけれども、ほかの書き方をしていただいても構わない。コンプライ・オア・エクスプレインではないので、エクスプレインもしていただかなくて構わないということです。

○ 水口委員

ですから、そういう意味でいうと、幅広にいろいろ示してよいということですよ、作成ガイドは。

○ 上妻座長

はい。

○ 水口委員

それですともいいと思います。そうだとすると、作成ガイドのところには、今おっしゃられた、インセンティブであるとか、例えばガバナンスの中にも、ダイバーシティとか、そういうことも書いていいということですよ。

○ 上妻座長

そうです。その辺も含めまして、よく検討をさせていただいて、こういう方針にしたいということをもた改めてお示しはしますけれども、この場でお答えできることについてはお答えしたいと思います。

○ 後藤委員

コメントで返したかどうか、正確に覚えていないのですが、今、少なくとも上場企業はコーポレート・ガバナンス報告書を出していますので、作成ガイドの中に、例えばコーポレート・ガバナンス報告書とのリンクみたいなことはきちり書いておいたほうがいいと思います。

○ 上妻座長

わかりました。ありがとうございます。それは足りていないと思いますので、追加したいと思います。リンクというよりは、既に公開されている情報に関しては、屋上屋を重ねない、重複しなくても構わないというような形で、リンクを張ってください、みたいな形にする。

○ 後藤委員

はい。それから、上場していない企業は、それも参考にして、適宜項目を追加してもいいという、両方を。

○ 上妻座長

そうさせていただきたいと思います。ほかにかがでしょう。

○ 富田委員

事前にコメントを出しておりませんで、申し訳ありませんでした。一つは、ガバナンスのみの話ではないのですが、この全体の構成というか、恐らく「はじめに」のところで、このガイドの何たるかが出てくるのですよね。

○ 上妻座長

使い方が書いてあります。

○ 富田委員

そういう想定ですよ。そこで、少し気になったのが、ガイドライン本体で「報告事項」と言われている、要求事項的なものがガイドの中でちょっとよくわかりにくい。これだけ見ってしまうと、どこまでが要求されているところで、どこまでが解説なのかが、ちょっとよくわからないなという気がします。「報告事項」はほぼ一文で書かれていますので、例えば、「報告事項」と、明確に箱に入れて見えるようにして、それ以外は「解説」や「例」とか、レイアウトを少し工夫すると、どここの部分が守るべきところで、ほかがあくまで解説や例であるということがわかるので、そういった構成面で工夫していただけるといいのかなというのがまず1点目です

あと、中身の話ですが、ガバナンスのところは非常にいい感じに書かれていて、解説書も的確に書かれているような気がいたしました。気になりました点としては、まずガイドの7ページ目にガバナンス体制の図が出てきて、これ自体は間違っているという話ではないのですが、少し私として気になるところが、この「ガバナンス」という言葉が、あまり正しく日本では使われていないのではないかとこの点です。いわゆるマネジメントに属するところをガバナンスと称して書かれている文章が極めて多く、ちょっと気持ち悪いなという感じがするので、ガバナンスとマネジメントが違うことについて、もう少し明確にするとか、この図の中でどこまでがガバナンスなのかというのは難しいのかもしれませんが、何かその違いみたいなことを明確にするようなことが書けるといいのかなというのがあります。

次のコメントは、8ページ目に何か所か、「事業エリア」という言葉が出てきます。「重要な環境課題のマネジメントは、事業エリアを越えて」と。この「事業エリア」という意味合いがちょっと不明確かなど。多分、意味合いとしては、「自社内」みたいな意味合いで書いてあるように読めるのですが、事業エリアというと、展開している国だったり、そういうふうにも読めてしまったりするので、「自社内」とか、「自社グループ内」とか、そういう言葉に変えて、ただそれだけでは不十分でバリューチェーン全体でやらなければいけませんよ、というニュアンスで書いたほうが、より明確になるかなと思われました。

○ 上妻座長

3番目の「事業エリア」のところは、おっしゃるとおりですので、変えさせていただきたいと思います。

それから、ガバナンスとマネジメントに関しては、それもおっしゃるとおりでございますので、もう少し明確にわかるように書きたいと思っておりますけれども、ガバナンスについて、ガバナンスとコーポレート・ガバナンスが完全に混同されて使われてしまっていますし、恐らく、最近言われている情報開示のガバナンスとは、コーポレート・ガバナンスよりも、もっと基本的な話を言っています。つまり、組織を組織の所有者がきちんとコントロールするという仕組みとはどういうものかということを書いて、その一つがコーポレート・ガバナンスになっていると思います。そこまで詳しく書いたほうがいいのか、書かないほうがいいのかというのは、ちょっと悩んだところですが、解説書で少し付記させていただこうと思います。

○ 後藤委員

私は、解説書でやっていただく形でいいと思うのですが、このガイドラインは基本的にESG投資融資を前提につくりましたよね。そこで言っているガバナンス、特に「日本企業のガバナンス情報が少ない」と言われる場合、それはどちらかということ、マネジメント情報のように私は理解しているのですよ。今の報告書でも、機構図はほとんど書かれていますが、それだと、いわゆるコーポレート・ガバナンス、つまり、言ってみればマネジメント的な情報がほとんどないという評価につながっているのではないかと思います。言葉の定義をやり出したらきりが無いのですが、そこは解説書で、機構図的ではないマネジメント、コーポレート・ガバナンスのところまで入るというようなところを、ぜひ、ちゃんと書いていただけたらありがたいと思います。

○ 上妻座長

恐らく、ガバナンスではなくて、いわゆる内部統制の話になってくると思います。ただ、後藤委員はとてもよくご存じだと思いますが、TCFD なんかの提言を見ていると、いわゆる経営層のマネジメントの話は、ガバナンスが効いた結果どうなっているのか、というふうになっているように思えるのですよ。ですから、ガバナンスの話として書かれているという捉え方でこちらでは書いているのですけれども、でも、読まれた方が誤解しても困りますので、今おっしゃられたようなことを、解説書の中でももう少しわかりやすくするように修正させていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○ 富田委員

今の後藤委員のコメントで気がついたことですが、例えば 10 ページにコーポレート・ガバナンスの体制図が出てきて、経営委員会や CSR 委員会のさらに下がどうなっているのか、みたいなことについてもきちんと書かないと、これがワークする仕組みになっているように見えないのではないかと、というご意見だったのではないかと理解しました。現状のプラクティスでも、CSR 環境委員会がこうなっていて、こういうメンバーが入っていて、みたいに開示をしているケースはあるので、そういうものがどこかに出てきても、何となく、いいような気がします。それは「ガバナンス」の項目に入れるべきかどうかは微妙だなと思いつつ、どうやって具体的なマネジメントをしているか、という点は一つ言及をしてもいいのかなと思いました。

○ 上妻座長

それも、解説書で扱わせていただきたいと思います。

○ 富田委員

あと、もう一点。11 ページのところ、先ほどもちょっと話題になった、インセンティブの話が開示例の中に出ています。どちらかというと、ガバナンスの評価やインセンティブみたいな話は、開示例にあってもいいと思うのですが、解説にもガバナンスをワークする仕組みという観点から 1 行あってもいいのかなという気がします、いかがでしょうか。

○ 上妻座長

おっしゃるとおりなのですけれど、ここで最初からエクスキューズをするのも何なのですが、それ以外のところも含めて、どのくらいまで細かく書くのかというのは今でも議論になっているところです。正直な話、作業をさせていただいている我々の立場からすると、時間の制約の中で、多分そこまでは対応できないというのが結論です。

ただ、これは定期的というか、かなり頻繁に差し替えようとしています。今でも、構成の部分で足りないところがあるのはわかっています。例えば「ビジネスモデル」は解説書を作りたかったのですが、作れるほどのデータがまだありません。

それから、「ステークホルダーエンゲージメント」については、やり方に関しての解説書は作れるのですが、情報開示の解説書でそこまで書く必要があるのかということもあって、今回は入っていません。ただし、我々としてもできればそこまでつくってみたいのです。

ですから、もうちょっと時間を長く見ていただいて、今回お聞きすることができなかったものも、将来に向かって必ずどこかで実現させていきたいという気持ちを強く持っているということで、ご勘弁いただきたいと思います。

○ 富田委員

2行ぐらいでできそうな気もしますが。

○ 上妻座長

できる限りやりたいと思います。

○ 栗野委員

これを読んでみて若干気になっているのが、開示されているデータに対して取締役会が責任を負っていますという部分まで含まれていることが、あまり浮き上がって見えてこないのですね。海外の投資家の色々なシンポジウムでの発言を聞いていると、「開示された情報は誰の許可を得て出されたものなのかということを中心にきちんと開示するべき」という声がよくあります。解説書で書くか作成ガイドで書くかまでは、こうあるべきというほどのものはないのですが、管理のコンセプトが、いわゆる組織マネジメントとして情報開示をしていくときにまで及んでいることがちょっとわかりづらいので、そこは明示されたほうがいいのではないかと思います。

○ 上妻座長

ごもっともですが、これも、日本の実務がそこまで追いついていないという判断です。これまでずっと長い間、環境報告ガイドラインの検討委員をされてこられた後藤委員なんかはよくご存じだと思いますけれども、実務のレベルを超えたものは、議論は出ているけれど記載してこなかったですね。それは取り上げないという意味ではなく、日本の実務が追いついてきた段階で入れてほしいということで、当面は、例えばここに出ているガバナンス、ビジネスモデルだとか、そういうところも、どのぐらいの出来になったらガイドラインの要求している水準なのかなんていうことは言っていません。つまり、正直な話、現段階ではそれに関して言及していただければいいというスタンスです。恐らく、取締役会が監督機能を果たすという意味で、例えば気候変動への対策に関する成果まで含めて責任を負って、何かしらの仕組みでそういう拘束力を持っているということは、欧米ではガバナンスの機関設計自体がそうになっています。でも、日本はそうになっていないのです。そうになっていないところで各事業者の方々が工夫されているのに、環境報告ガイドラインで「それはいけない」と言う立場にはないというのが我々の判断です。もし実務が成熟してきたら、次回以降の改定のときに必ず触れていただく。

同じようなことがバリューチェーンマネジメントにありまして、2012年版の改定のときには、バリューチェーンマネジメントの重要性が随分強く言われていた。けれども、環境報告ガイドライン 2012年版では、「バリューチェーンマネジメントが必要で、それについて言及してください」とは書いたのですが、定量的な情報を要求するところまでは書いていなくて、細かいことは何にも書いてないのです。つまり、注意喚起をただけという状況です。だからといって、それでいいと考えているわけではないのです。

○ 栗野委員

最初に水口先生が指摘されたように、作成ガイドには拘束力がないから、色々なことを書いてもいいというお話だった。

○ **上妻座長**

そうなのですが、書くということと書かないということは全然違います。書いてしまうと、日本の事業者の方々は真面目なので、それに合わせようとする。むしろ書かないほうが実務の成熟を促進するという意味で、実務がある一定のレベルになっていない段階で高い水準のことを求めたら、それはできないですし、皆さんができる水準まで落とせばそれはレベルが低いものになってしまって、それがスタンダードになってしまう。それは好ましくないの、書かないという判断をしました。取締役会の責任について細かいところまで言及することはしないという考え方で

○ **事務局**

補足させていただきますが、現時点の解説書でも、例えば TCFD 提言の内容には触れていて、取締役会による監視の責任等についても、その体制に関する説明は入っています。もう少しこの部分を書き足すことによって、報告品質まで含めて、誰が責任をとっているのかについて記載があるといいのではないかと、そういうご意見でよろしかったですか。

○ **栗野委員**

はい。

○ **事務局**

わかりました。頑張ります。

それから、先ほど水口先生からダイバーシティというお話をいただきましたが、あくまで環境報告ガイドラインの範疇で考えておりますので、環境と環境に関するガバナンス以外には、あまり外れられないと事務局では思っております。そこは環境省様ともお話しさせていただきながら、ご意見を検討させていただきたいと思っております。

○ **水口委員**

そう言われればそうかなという気もしますが、一方で、ガイドラインを読む側は、別に環境省の部分と厚生労働省の部分とを分けて読まないでしょう。例えば、取締役会の男女割合がよく指摘されるようになっていきますので、そういうことについて書いておいてもいいかなと、ちょっと思いました。

○ **上妻座長**

役員会のダイバーシティの話ですね。

○ **水口委員**

そうです。役員会の写真が出ると、男性ばかりじゃないかと指摘されることがあるのですが、そういうことです。

先ほどのインセンティブに関してですが、解説書の7ページに書いてあります。ただ、「自社で社員に対するインセンティブを提供している場合には」という書き方になっていますけれども、この「社員」という言い方は、微妙ですが、恐らく「従業員」のイメージで捉えられると思いま

す。取締役に対して目標達成などのインセンティブを与えているというケースや、それについて報告しているケースもあると思いますので、そういう形でここに書いてもいいのかなと思いました。ですから、インセンティブについては書いてあったほうがいいということです。

それから、解説書の「ガバナンス」のところのタイトルが、①が「ガバナンスの仕組みと課題」、②が「ガバナンスの強化策」、③が「用語解説」、④が「裁量で記載が望まれる事項」となっています。①で書いてあることは、いわゆるガバナンスの体制というか、まさに機関設計ですね。ですから、「ガバナンスの機関設計」、それから「ガバナンスの機能」あるいは「効力」とか、そういう形で分けて書いたほうがいいのかなという気がしました。それから、③の「用語解説」は機関設計の解説になっているので、①の部分と重複しているような気がしました。

○ 上妻座長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○ 魚住委員

上妻委員長が言われたように、どこまでを報告事項とするかは、実務のレベルとか、そういうものも含めて難しいことはよくわかりますが、第1回検討会では、作成ガイドの構成案を、「最低限記載すべき項目事項」と「記載が望ましい事項」とに分けて提示していました。私はその書き方でいいと思います。将来、実務レベルが上がってくれば、記載が望ましい事項を最低限記載すべき事項のほうに移しかえていけばいい、という考え方で対応できると思うのですが。

○ 上妻座長

それについてもお答えさせていただきたいと思いますが、これは私が決めるような話ではないのですが、これまでのガイドラインの検討会の中で、記載すべき事項と記載が望ましい事項は、両方とも実務の中ではほとんど書かれているようなことだったのです。ただ、ガイドラインの立場からいって、事業者の方々がきちんと対応できるようなことについては「記載すべき事項」で、先進的な企業の方々は書かれているけれども、その他の企業の方々はそうではないというものについては、「記載が望ましい」程度の扱いでした。今のガイドラインで出てきている話は、そこから先の話ですから、今までの例からするとその範疇には入ってこないのです。これまでは、そこまで突っ込んだ議論が出なかったというのが実情です。

というのは、今回、かなり専門性の高い方々がいらっしゃっていて、本来だと、こういう議論をすると、「それはよくない」という反対の意見をおっしゃる方がいるもので、今回はあまりいらないので流されていますが、それは事業者の方々の実務の負担を考えた上で、決して書かないでおいたからといって要らないと言っているわけではありません。その情報ソースについては、ほかのものを見ていただければいいし、それから、先ほども申し上げましたけれども、解説書・作成ガイドについては、でき上がった後でも修正させていただきたい。つまり、よくなるように、足りないところは継ぎ足したいということを考えていますので、次回の第3回検討会までに、もしくは3月までに間に合うかどうかはわからないのですが、皆さんからいただいたご意見については、どれ一つとして蔑ろにすることがなく、きちんとロードマップを作るなりなんなりして盛り込んでいきたいと思いますので、今回はそういうお答えにさせていただきます。

では、藤原委員、それから富田委員、お願いします。

○ 藤原委員

何をどこまで書くかという話ですが、環境報告書を書いている企業側からすると、最近、ESGのアンケートの影響が大きく、あれはかなりの部分を開示している情報で評価されてしまうので、開示しないと評価してもらえないという状態であることは、考慮する必要があります。弊社も、GPIFのESG指数では、一つには入っていて、一つには入っていない状況でしたので、今回の報告ではアンケート内容を全部照らし合わせて、書けるものは書くみたいな形としました。

べき論で言うと意見は分かれると思うのですが、現実問題としては、ESGのアンケートで出てきたものに対応せざるを得ないなという要素もあるとすると、解説書の7ページに載せていただいているような示し方をしていただくのが、多分、企業側としては一番わかりやすいと思います。例えば報酬のところですけども、正直言うと、我々の社内でも、役員の報酬にインセンティブが入っているか入っていないかがどこまで重要かというのはまだ疑問を感じています。最近のCDPの質問票では、年に4回以上、経営層に報告していないと点をもらえないといったことが書いてありますが、これにも疑問はあります。そういう状況ですが、是非はともかく、「そういうことがあるよ」ということを何らかで示していただければ、書くか書かないは企業の判断だと思いますが、その材料を示していただくということが企業にとっては非常にありがたいという気がします。

○ 上妻座長

わかりました。早速対応させていただきたいと思います。

○ 富田委員

報酬のところは、先ほどの話からガイドの解説が「解説書」だとすると、ガイドに出てこないものが解説書に突然出てくることになる。ここだけに限らず、これは多分作業者が違うことによるものもあると思うのですが、不整合がすごくあって、全然違う切り口で書いてある項目が結構たくさんあるので、統一性をとるという観点からも、報酬とか評価みたいな話はまずちょっとでも触れておいて、それが詳しく解説書に出てくる形態のほうが望ましいかなと。

あと、特にガバナンスに関しては、一般的なガバナンスの話がかなり書いてあって、あまり環境的色彩が見えてこないですね。なので、例えば多様性については、おっしゃったように、女性は何人いるかといった話は私もあまり本質的でないような気がします。一方、例えばボードのメンバーに、環境やサステナビリティに知見のある人がいるのか、みたいな視点は極めて大事ではないかと思います。そうすると、ガバナンスのページを書こうとしたときに、多様性は皆さんが意識されるけれど、「女性比率だけ書けばよいのか」と思われても環境報告としては不十分なので、環境報告として求める多様性とは何か、みたいな話がここに出てくるのが大事な要素ではないかと思います。これも対応できる範囲でお願いしたいと思います。

○ 上妻座長

ありがとうございます。それはぜひ実現させていただきたいと思っています。

日程からいきますと、次の第3回検討会が12月6日で、それが最後ですけども、そのとき

までには、皆さんに事前レビューをしていただいて、いわゆるドラフトができているというところぐらいまでにはしたいと考えています。多分そこまででいっぱいだと思います。いただいたご意見を全て反映したものができるとは、そこから先になってしまうと思いますが、そのときに、今いただいたようなお話も含めて、作成ガイドと解説書がきちんと関係するように、お化粧をして、リンクをちゃんとつけていって、完成させていただきたいと思います。

それでは、もし追加で何かということがあれば、メール等でご意見もいただきたいと思いますので、次に行かせていただきたいと思います。

<意見交換 -ビジネスモデル->

○ 上妻座長

次はビジネスモデルです。これは、作成ガイドは15ページ。解説書はないですね。解説書をつくらうとしたのですが、事例がそんなにないので、非常に苦慮しているというところがございます。

ビジネスモデルに関しましては、どういうものなのかというのが、同僚の研究者に聞いていても、はっきりした答えがないというのが現状です。経営学者に聞くと言う人ごとに言っていることがまるっきり違って、「あの人に聞いたらこう言っていたけど、あなたはこうじゃない？」みたいなことを言うと、「あとで連絡する」なんて言って3ヶ月ぐらい放置されている状況です。

私が見ている限り、既に実務としてスタートしているのはイギリスです。イギリスは3年ぐらい前からできているのですが、それを見てもばらばらです。その中から何が取れるかということ、恐らく3つのパターンがあって、一つは、IIRCで言っている「価値創造モデル」です。要するに、企業全体が全てのリソースを使って価値をつくり出す仕組みは何なのか、ということなのですが、IIRCですら、その中に「ビジネスモデル」があると言っているのです。ビジネスモデルについての研究書をIIRCが出しているのですけれども、それを見ると、価値創造モデルとどこが違うのかということがよくわからない。それから、実務の中に出てくるものの多くは、ビジネスモデルでもなく、価値創造モデルでもなく、いわゆる「オペレーションモデル」と言われる、日々の事業活動の中で一体何を強みにして、どんなことを重視しながら動いているのか、みたいな形ですね。この3つの区別をしてお示ししたら、もっとわかりにくいものになるので、それはやめました。やめて、エッセンスだけをとっています。つまり、ビジネスモデルとは何なのか。簡単に言ってしまうと、どうやって金を儲けているかですけれども、お金を儲けてもすぐ潰れてしまったら仕方がないので、それが10年、20年、30年と経って持続的な競争力を持ちながら会社が成長できる、その源泉も含めてビジネスモデルと言っているのだと思います。ですから、持続的にビジネスを続けていくには競争力があるはずなので、その競争力のファクターまで含めて、何がビジネスの特色なのかということを図化させていただきたい、ということを作成ガイドに書いています。

最近、ほぼ実務でも、イギリスなんかでは集約しつつあるのですけれども、事業活動を中心に、投入資源から一体どんな生産物がつくられるのか、という考え方です。できるものはもち

ろん製品ですけれども、製品以外の副産物として、環境負荷だとか廃棄物だとか、そういうものも含めて産出物だという考え方です。これは、かつて言っていたマテリアルバランスに近い考え方ですけれども、マテリアルバランスでは事業活動そのものの説明は全くなかったので、そこが入っています。

それからもう一つ、最後に、ビジネスモデルが動いた結果、社会と会社にどんな成果をもたらしたのか、というところを書いています。つまり、社会的な影響と自社の成長に関する影響ということだろうと思います。そういったものとしてビジネスモデルを考えて、ご説明をさせていただいています。

これがなぜ必要なのかということですが、現在のように持続可能な社会に移っている状況では、ビジネスがどんなリスクや機会を抱えているのかは、バリューチェーン全体を見ないとわからないし、しかも、バリューチェーンのどこにそういう問題が起こるのかはビジネスモデルを見ないとわからない、ということです。

大事なことは、これまでの環境報告書がそうだったのですけれども、書かれている環境負荷が、実際にあるもの全てなのか、書かれていないものがあるのかが、わからないのです。それでも、ビジネスモデルとバリューチェーンの情報があれば、重要な情報が欠落しているときに、見ればわかります。外国の会社では、製造業であるにもかかわらず「当社は気候変動には関係がない」といったことを書いている会社もあって、そんなことはあり得ないですから。ですから、そういうことについて考える上でも、ビジネスモデルが重要だということを「必要性」のところに書かせていただいています。

「報告事項」のところは、今言ったようなことの説明と、投入資源、事業活動、産出物、成果について書くときに、どんな注意点があるのかといったことが書いてあります。あとは、先ほど少し申し上げましたけれども、正直言って、どんなふうに書いていただいてもいいということで、モデルをお示ししています。普通は一個しか書かないのですが、簡単なものと、少し詳しいものと、2つ作ってみました。これがいいとは思っていないのですが、どの水準のものをお示しすればいいのかということが、まだ結論を作っていない状態ではないので、このように書いています。事業者の方々にビジネスモデルをつくっていただければ、どこにどんな問題があるのかということがわかってきますし、競争力の源泉がどこにあるのかについても社内で確認することができます。事業活動の継続性や持続性を考える上でも重要ですから、ぜひ工夫をして作っていただきたいということを、このビジネスモデルの項では考えながら書いているということでございます。

というわけで、皆さんからご意見、ご質問等をお受けしたいと思います。

○ 後藤委員

無理な注文は難しいということは重々わかった上で、今、皆が SDGs に取り組み出して、これからやるのは、アウトサイドインです。今書かれているビジネスモデルは、みんなプロダクトアウトのモデルで、社会ニーズからビジネスモデル、製品サービスを作っていくというパターンではない形だと思うのですね。ですから、せつかく SDGs でアウトサイドインということを出しているのです、そのあたりをちょっとでも書けないでしょうか。というと、「おまえ書け」と言

われるかもしれませんが。

○ 上妻座長

多分、矢印をどのようにつけるかの話だと思います。恐らく、成果のところからフィードバックがオペレーションモデルのところに行くことになります。ですから、そういうことも含めて、少し工夫をさせていただけますか。

○ 後藤委員

はい。

○ 上妻座長

では、富田委員、水口委員の順でお願いいたします。

○ 富田委員

これも無理を承知でコメントさせていただきますが、先ほど上妻先生がおっしゃったビジネスモデルの大きな3類型、これは非常に情報として素晴らしいと思います。「ガバナンス」のところでワンティアとツーティアの説明が書いてあると思うのですが、あれと同じような形で、そういう考え方があることをざっくりと整理していただけると、少しもやもや感が晴れるのではないかなと思います。それは解説のほうに書いていただいて。

ただ、ここで重要になってくるのは、ビジネスモデルというよりは、多分「ビジネスプロセス」みたいな話ではないでしょうか。ビジネスプロセスと環境との関係性が、すごく重要な要素なかなと思いますので、それを定義しておいた上で、重要な要素が何かもう少し見えるとわかりやすくなるかな、というのが1点です。

あとは細かいところですが、気になったのが、例えば18ページの図の「成果」のところに「環境負荷」と書いてあって、17ページだと「産出物」のところに「廃棄物」「副産物」と書いてあります。どちらを「アウトプットで」どちらを「アウトカム」に位置づけるか、結構微妙ではないかなと。例えば、CO2の排出は、普通に考えれば産出物で「アウトプット」だと思います。なので、例えば17ページに、「直接排出物」のようにCO2みたいな話も明確に書いてあげないと、何となくCO2の排出を「アウトカム」だと思っている人も結構いそうな気がするので、そこはもう少し事例的な意味で加えたほうがいいかなと。

○ 上妻座長

アウトプットに「CO2排出」、成果に「気候変動への影響」と書くということでしょうか。

○ 富田委員

例えばそのように。あと、もう一つは、後藤さんのコメントではないですが、17ページの「成果」のところにいろいろありますけれども、ここに「SDGsへの貢献」みたいな話を少しでも入れてあげると、明らかに「アウトカム」になると思います。SDGsに全く触れないのもよくないですし、SDGsの位置づけを明確にするために書いてあげるといいのかなと思いました。

○ 上妻座長

貴重なお知恵をありがとうございました。解説書にその3つのモデルを書くというのは、マンパワーが足りていないので、もし来年、解説書を作る余裕があって、それが許されるのであれば、

そのところを含めてビジネスモデルの解説書をつくりたいと思います。

○ 水口委員

ビジネスモデルのところを拝見して、先ほどのガバナンスのところ、上妻先生が「あまり書かないほうがいい」ということをおっしゃった意味を少し理解できた気がします。この「ビジネスモデル」の書き方は、ビジネスモデルではなくてバリューチェーンの説明になっているというのが、ビジネスモデルの概念を間違えて伝えないだろうかという懸念を持ちました。ですから、富田さんがおっしゃるように、むしろ3つのモデルを説明したほうがいいのかなという気はしました。

例えば、先生がおっしゃるように、イギリスはビジネスモデルの議論が進んでいるというか、各社がいろいろ作りだして、各社ごとに全くばらばらなんですけども、例えばユニリーバのビジネスモデルは「どこからどういうものを取ってきて、どうやって作っています」という話ではなくて、「どういう環境活動をして、それをどういう会社のブランドにつなげて、それがいかに会社の企業価値を上げているか」という作戦です。非常にビジネスモデルがうまく回っていて、マークス&スペンサーも全く同じなんですけど、彼らのビジネスモデルでは、“E”とか“S”でレピュテーションを作るのですよね。報告書に書いてあるのは「顧客はよい会社から物を買いたいと思っている」「正しいことをしている会社から物を買いたいと思っているはずだ」と。それを切り口にして、儲けていると言ったら失礼ですが、いいことをしながら利益につなげている。多分、ユニリーバのビジネスモデルの根幹にあるのは、ポールさんという社長のキャラクターだと思いますけど、それが彼らのビジネスモデルだと思うのですね。そういうニュアンスがなかなか伝わらないじゃないですか。そこはなかなか難しいなと思うのですが、例えば気候変動が厳しくなっていくときに、どういうビジネスモデルでやっていくのかという、そういうニュアンスがもうちょっと伝わるものだといいなと思いました。

○ 上妻座長

先ほど少し申し上げましたけれども、ガイド・解説書に書くと、やはり影響力が大きいですから、いわゆる欧米で実務として使われているビジネスモデルの中からは、エッセンスしか書いていません。ユニリーバはかなり外れた書き方です。それから、マークス&スペンサーは、A4の8ページにわたって書いている。それはものすごく詳しい情報で、そこまでとても日本の企業が自社で分析するのも大変なわけです。両者とも、リビングプランであるとか、プランAみたいなものがあって、ずっと10年以上もやってきているわけなので、その蓄積を参考に、この作成ガイドを作るわけにはいかなかったというのが実情です。

おっしゃられたようなことも含めて、解説書の中で取り上げて、解説書につながるような文章を作成ガイドのどこかにも一個ぐらい入れていただくということで、少し検討させてください。

○ 栗野委員

今、解説書はなしということになっていますが、お聞きしていて、解説書という形でそのあたりの情報を説明してもいいのではないかと感じたということが一つ。

また、これは解説書で説明できると思うのですが、「成果」という表現が、今の世界のサス

テナビリティに関する議論では「インパクト」と呼ばれている気がします。

○ 上妻座長

「アウトカム」と書いています。

○ 栗野委員

アウトカムではあるのですが、どちらかというと、インパクトというふうになっています。日本語で「成果」と書かれると、それこそ物の成果、違う意味のマテリアルな成果に感じてしまいます。例えば SDGs に関しては、マテリアルな成果だけではなく、社会へのインパクトまで考えてのビジネスモデルです。理想形だとおっしゃるかもしれませんが、「成果」という表現にしてしまうと、いくらユニリーバとかマークス&スペンサーのような特殊事例を、参考事例として解説書に書いたとしても、多分つながってこないのではないかと思います。「成果」を削除すべきとは言いませんが、「成果・インパクト」のように、ちょっとした工夫で少し枠を広げられるのではないかと思いますので、ご検討ください。

○ 上妻座長

恐らく、ビジネスモデルの議論で出てくる社会的なインパクトのことをおっしゃっているのだと思いますけれども、それだけではないので、あえて「アウトカム」が選ばれています。「アウトカム」の訳語として「成果」が適切ではないのであれば、日本語を少し修文するというようにさせていただきます。

皆さんがおっしゃっていることはそのとおりなのですが、私は「皆さんも少し作ってみますか？」と申し上げたい。作っていただくと、どれだけ大変かわかりますので。もう既に実務が行われているものは、そこから大事な要素を取ってくれば済むのですが、そうでないものについては、作る時の責任は、たとえ作成ガイドであっても、ものすごくあるのです。というエクスキューズをさせていただくことにして、もう時間も時間ですので、次に行かせていただきたいと思います。「ビジネスモデル」に関して、まだご意見ありますでしょうか。

○ 魚住委員

グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾンといった新しいビジネスモデルの形態が出てきているように、産出物や成果について自分のところだけで比較して CO2 が減ったというより、旧業態と比較して圧倒的に減っている、という例もあっていいのではないかと思いますよね。

○ 上妻座長

環境報告ガイドラインを作るときもそうだったのでありますが、業種・業態によって扱われるものが全然違うのですよ。基本的には、標準的なものしか作らず、産業別、もしくは業態別みたいなものに関しましては、別の機会に作るということになっていたもので、本当に簡単な製造業モデルしかないのです。おっしゃるとおりで、それだと不十分なことはよくわかっていますので、解説書を作るときに、少しその辺の事例もつけ加えるようにしたいと思いますが、それでいいでしょうか。

○ 魚住委員

業種別・業態別のビジネスモデルではなく、例えば CD の販売を楽曲配信で完全に IT で置きか

える、といった業態のガラッとした変化によってCO2が削減される。そのときは、自分のところの削減ではなくて、旧業態との比較でやる、そういった例も載せてはどうでしょう。

○ 上妻座長

恐らくビジネスモデルの転換の話がされていると思うのですが、どこまで書けるかわかりませんが、解説書を書くときに努力をさせていただきたいと思います。すみません、皆さんまだきつといろいろおありになると思いますが、次に行かないといけないので、バリューチェーンマネジメントに行きたいと思います。

<意見交換 -バリューチェーンマネジメント->

○ 上妻座長

バリューチェーンマネジメントも、かなり議論の多いところで、どのように書くのかは非常に難しいところですが、作成ガイドは20ページ、解説書は9ページです。

基本的に、環境報告ガイドラインの本体では何が書いてあるかという、バリューチェーンマネジメントがどのようになっているのか、「バリューチェーンマネジメントの概要を書いてください」と言っています。「概要を書いてください」と言っていますが、基本的に中身は「バリューチェーンマップみたいなものをつくって、全体像の概要を示してください」程度のことしか書いていません。

それから、バリューチェーンの川下のマネジメントと川上のマネジメントに分けています。川上のほうは、グリーン調達、これはCSR調達でされることがほとんどなのでCSR調達と同義だという形で進めさせていただいていますけれども、グリーン調達のことしか書いていません。それから、川下に関しては、環境配慮製品やサービスのことしか書いていません。もちろん、それ以外のこともバリューチェーンマネジメントではありますので、作成ガイドのほうでは「それ以外のものがあったら書いてください」というようなことと、「必ずしもこれだけではないですが、これが中心になっています」というようなことぐらいしか書いていません。それがバリューチェーンマネジメントの部分の基本的なコンセプトです。

解説書は事前に回付されていると思いますが、作成ガイドは初めて見ていただくことになるのだと思います。最初に、バリューチェーンマネジメントの意義について書いてあります。これは、重要な環境課題についての情報開示をしていく、というのが環境報告ガイドラインの立場ですが、重要な環境課題の定義では、事業者が事業活動で直接的・間接的に環境に与える影響の中から、重大なものを自らの判断で選んで、それを重要な環境課題として書くということになっています。つまり、よい影響も悪い影響も含まれるという定義づけをしているので、すね。というわけなので、間接的ということは、いわゆる自社・自社グループの範囲を超えて、バリューチェーンの川上と川下で、事業活動に関連して起こってくる結果としての重要な環境課題なものですから、全体像を示す意味では、バリューチェーンがどのようになっているのかわからないと、開示された重要な環境課題が過不足なくピックアップされているのかわからないということで、「これを書いてください」というお願いの仕方をしています。

よくあるのが、バリューチェーンマネジメントとサプライチェーンマネジメントはどう違うのかという疑問です。これは非常に議論のあるところで、サプライチェーンは、物の流れで見たビジネスのプロセスで、バリューチェーンはお金がどこで生まれているか、付加価値がどこで生まれているかを見たものです。もう一つ、非常に混同されやすいものに、プロダクトライフサイクルがある。つまり製品のライフサイクルがどうなっているか。この3つが混同して書かれていることがほとんどです。バリューチェーンだけを考えてみると、どこでお金が生み出されているかを考えますから、最終的に製品が消費者に届くところまでで終わり、廃棄物や何かがバリューチェーンで関係してくるといことはほとんどありません。だけれども、プロダクトライフサイクルで考えた環境マネジメントでは、廃棄段階まで対象に入りますので、そうなってくると廃棄段階を含むバリューチェーンマネジメントの説明もたくさん見られます。一般的に、環境の領域におけるバリューチェーンマネジメントでは、バリューチェーン全体を見て、通常のバリューチェーンには含まないような廃棄段階まで含んで考え、なおかつ、川上については「サプライチェーンマネジメント」と称しているという習慣があります。これらも含めて細かいことまで書くことがいいかどうかは、非常に迷ったところで、「そこまでわかっているなら解説書に書くべき」と言われてしまいそうですが、そういう形式にはなっていません。こうした状況を踏まえて、これをお書きしているということです。

ですから、バリューチェーンの概要に関しては、どんなに簡単なのもいいので、バリューチェーンマップをまず作っていただく。「バリューチェーン」という言葉をインターネットで検索してみると、社外のプロセスまで含んだ説明がたくさん出てくるので、製品開発からマップを始めたりされる方もいるのですが、そうではなくて、原材料が調達される段階から消費者に届くまで、もしくは廃棄段階までという意味ですので、それを何らかの形で書いていただく。バリューチェーンにつきましては、どこの事業者の方も、ワンラインナップではありませんから、さまざまなバリューチェーンがあります。これに関しては、代表的な製品でも、代表的な事業でもいいですから、どれか一個代表的なものを選んでいただき、ビジネスモデルと同じで、まず書く習慣をつけていただくようお願いできないだろうかという考え方です。複数のバリューチェーンがあるケースは、それを全部書いていただいてもいいのですが、そうすると、シナジーなどの説明もしなければなりませんので、それはしていない。それから、食品などでは季節的にバリューチェーンが変わるケースがあります。これについては、「代表的なもの、一番長く使っているもので結構です」というような注意書きにしてあります。

それから、グリーン調達ですけれども、これはもうグリーン調達という形でやっている事業者の方はほとんどいないはずですので、CSR 調達として行われているという考え方です。「CSR 調達やグリーン調達の方針、目標を立てて、その目標・実績管理をされているのであれば、それについて書いてください」といったようなことを書いてあります。ここも、開示例を A、B としているのですが、これもどれかに決められるような状況ではないので、当面、易しそうなものと、少し複雑そうなものと2つお示しをしています。

環境配慮製品に関しては、あまり書かなくても実務がたくさん行われています。十分に書き込

んでいないのは、削減貢献の話です。特にビジネスモデルとの関係もありますので、削減貢献について報告するケースがこれから増えてくると思うのですが、これについては一応言及するだけにとどめてあります。「削減貢献を書くのであれば、その算定方式、それ以外の背景情報も含めて書いてください」というのが、ガイドラインの報告事項ですから、そのところを注意喚起するというようにしています。

それでは、ご質問、ご意見等がありましたら、よろしくお願ひいたします。

○ **水口委員**

バリューチェーン、特にグリーン調達の話になると、後段の個別の論点とすごくリンクすると思います。ですから、「後段のほうを読んでください」ということになると思うのですが。

○ **上妻座長**

後段というのは、参考情報の「気候変動」とかのことでしょうか。

○ **水口委員**

そうです。それを教えてあげて、「こういうことをやっている人はこのページを読みなさい」という一言をつけてもらうとありがたい。例えば、「パーム油を使っていますか」とか「お魚を使っていますか」とか、そういうことだと思ふのですが。

○ **上妻座長**

わかりました。全部できた後に調整をさせてください。

ほかにいかがでしょうか。では、魚住委員、富田委員、お願ひします。

○ **魚住委員**

製品に供給する副資材、つまり接着剤とか包装資材などを作っているメーカーは、売り先が大手企業でも、様々な業種があるわけですね。これはバリューチェーンとして表せない。

○ **上妻座長**

一番納入先の多いところを書いていただきたいと思ひます。実はモデルを作るときに、川上も川下も複数あるケースを書こうとしたのですが、それを書くほうがむしろ雑音になるかなと思ひ、やめました。ですから、本当に代表的なものを書いてください。それが正しいか正しくないかということまで要求する、という言い方はおかしいですけど、そこまでは想定してはいません。とりあえず、バリューチェーンがどうなっているかを考えていただいて、代表的なものを一個作っていただくということにするしかないのです。もし後日、環境省のほうに「そのところがわからない」と言われるようなことがありましたら、そういうものも含めて、内容を膨らませるか、書きかえるかしたいと思ひます。これのインパクト評価を後でやらないといけませんので。ですから、そういう形で対応していこうかなと思ひています。おっしゃったことは、考えていなかったわけではありませぬ。

○ **魚住委員**

その場合、川上から入ってくるほうも多数あり、川下へ出ていくほうも多数ある。これでは、自社で方針を立てにくいのですよね。相手先が仕様を決めて、要望しているようなところが多くて。

○ 上妻座長

それは事業者の方に工夫をしていただくしかありませんね。

では、富田委員、お願いします。

○ 富田委員

まずガイドのほうの 23 ページのところ、グリーン調達といった場合、概念をきちんと整理してあげたほうがいいと思います。ざっくり言ってしまうと、グリーン調達のアイテムというのは、きちんと環境に配慮しているサプライヤーから買うという行為と、もう一つはちゃんと環境配慮している物、コモディティを調達するという、大きく二つに分かれています。これは業種によって違うと思いますが、例えばトヨタさんは、環境に配慮して、CO2 排出量が少ないサプライヤーから買うことが非常に重要な要素だし、キリンさんはどちらかというとコモディティのほう重要かと思います。ガイドでは何となく両方書いてあるようにも見えなくはありませんが、2種類の活動が結構入り乱れているようですので、もう少し明確に書き分けていただければと思います。特に開示例は、両方ともサプライヤー管理の話だけになっているので、例えば一個、コモディティ系の話、さきほどのパームでも魚でもいいですが、そのような事例を出すほうが明確になるかなというのが一つ。

あとは、これはコメントですけれど、環境省さんのガイドラインなので、「グリーン購入」という言葉が出てこなくてもいいのかな、という点が少し気になっています。グリーン購入というのは、事務用品に限ってしまうとあまり大した話ではないという意見もあるかもしれませんが、一応何らかの形で出てきてもいいのかなという印象です。

あとは、解説書のほうですけれども、10 ページのところに「持続可能な調達とは」という内容が出てきます。これは引用文献にも出てきますが、できれば ISO 20400 の定義をきちんと引用する。そうすると、さきほどのサプライヤーの話とコモディティの話が、一応定義の中にもある程度出てくるので、説明はしやすいかなと思います。せっかく引用するのであれば、その辺から入っていったほうがいいのかなと。

あとは、12 ページのところ、これは、私を書いた文章が結構引用されている雰囲気があるのですが、いまいまいちわかりにくいというか、上のほうの図はバリューチェーンマネジメント全体的話を書いてあるのに、二つ目の図になるとサプライヤー管理の話だけになっているので、ここの章の位置づけがいま一つよくわかりません。まず、上段としてバリューチェーンの分析みたいなものが大事で、その中のグリーン調達という側面で「サプライヤー管理にはこういう方法があります」とか「コモディティの購入があります」という話が出てきて、一方でバリューチェーンの下流側の環境配慮製品は、別の話として出てこない、全然成り立っていない気がする、そこは少し修正をしていただけたほうがいいかなと思います。

○ 上妻座長

全てそのとおりにさせていただきたいと思います。

○ 栗野委員

グリーン調達とか持続可能調達は、基本的にポジティブスクリーニングだと思うのですが、ネ

ガティブスクリーニングの話もわかるように書いたほうがいいと思います。細かく読みきれていないので、もしかしたらどこかに書かれているかもしれませんが、要するに、「この人からは調達しません」というのも、バリューチェーンマネジメント上の活動の方法ということです。実際、ソニーさんもそうされているわけですし。WWF がそうすべきと指摘したからそうしているという事情もあるのですが。持続可能な調達には、ポジティブに調達先を採用してあげるほうだけではない、ということは強調したいところです。

○ **上妻座長**

NGO の立場からすると、そのことをおっしゃると思うのですが、それについては作成ガイドにはちょっと書けないので、解説書のほうで、そういうケースもあるということを書きたいと思います。

○ **栗野委員**

もともと持続可能な調達の解説が書かれているところに、ネガティブスクリーニング方式もあるということを入れていただくのがいいかなと。

○ **上妻座長**

わかりました。

○ **栗野委員**

2点目は、どちらに書いたほうがいいのかというのは私も悩むところですが、日本でも最近、皆さん突然ストローのことだけは言われるようになりましたけれど、サーキュラー・エコノミーはバリューチェーンの後半部分から資源をまた戻すという点で、結構つながっている部分があります。上妻先生がおっしゃるように、本当にバリューチェーンの下まで扱うかどうかという話はあるかとは思いますが、実際には、そこでいかに自分たちの評判を毀損しないようにするかというところが、今の取組を動かしているようにも思いますので、「サーキュラー・エコノミー」という用語を使うかどうかは別として、川下から資源を再利用する大きな流れがありますという視点は、もう少しはっきりと書いたほうがいいのではないかと思います。

○ **上妻座長**

「バリューチェーンマネジメント」の項目ですか。

○ **栗野委員**

はい。どうしてかということ、重要課題の「資源循環」とは少し違うので。とにかく資源をよく利用しましょう、ではなくて、結局、生物資源に限らず、投入する量にも問題があるからこそ、サーキュラー・エコノミー論というのが進んでいるように私は理解しています。書く場所は解説書でいいと思いますが、もう少しバリューチェーンの川下について、考え方が変わってきているという点を説明してあげたほうがいいのではないかなと思います。

その観点で、一個だけ、この表現を変えてほしいというものがあまして、それは、作成ガイドの20ページ、245行目です。川下の取組を「消費者向け広報活動」に矮小化した話はしないほうがいいと思っていまして、「販売業者への指示や、適切かつ低コストで実施し得る最終処分技術開発への支援等」という取組が実際にできてきているので、それを盛り込んだほうが私はいいと

思います。

○ 上妻座長

私、これはマークス&スペンサーの「プランA」を意識していたのですが。

○ 栗野委員

それは、マークス&スペンサーであればそう言いますけれど、これを日本の文脈でポンと持ってきたら、「我が社はこういうことをやっています」という話を何となく書いておしまいという、非常にスケールダウンされてしまいます。「プランA」があれば、消費者向け広報活動の位置づけも、重要であるとわかります。要するに、消費者に対する啓発活動も企業が率先してやっていくというポリシーは、ヨーロッパの企業はそういう傾向が強いのでいいですけど、日本企業にそこまでの思い入れを感じることはまずないので、あまり参考にはならないと思います。

○ 上妻座長

日本の場合、いわゆる川下の話を、環境配慮製品以外のところで書いてある事例はほとんどないのですよ。少なくとも、「こういうものもあります」程度にしか書いていません。おっしゃられることは、確かに国際的な議論の中ではありますが、日本とヨーロッパではビジネスの環境が根本的に違って、今おっしゃった話はヨーロッパでは通用しますが、日本のビジネスの社会では多分通用しないと、私は個人的に判断したので書きませんでした。けれども、おっしゃっていることはごもっともですから、解説書を書くときに、その辺のことまで含めて、少しセクションを設けて、「これから進む先って、この辺のところまで行って、日本の企業としては足りないところがありますよ」という注意喚起として書かせていただくというのではいかがでしょうか。

○ 栗野委員

本当に注意喚起をしたほうがいい状況が、実際に大手企業の化学系製品で発生しています。事務局には個別にご紹介させていただいていますが、日本製品の、アフリカにおける問題として実際に発生していて、販売業者に対しての指示は喫緊の課題ではないかと個人的には危惧していますので、しっかりと注意喚起をしていただいたほうがよろしいか思います。

○ 上妻座長

わかりました。対応させていただきたいと思います。後藤委員、お願いします。

○ 後藤委員

解説書の12ページに、端的に言えば、デューディリジェンスのことが少し書かれているのですが、やはり「デューディリジェンス」という言葉をちゃんと使ったほうがいいと思います。もうあちこちで使われていますので、入れたほうがいいと思います。

○ 事務局

例えば木材のデューディリジェンスの例などが出せればなどは思っています。

○ 後藤委員

ですから、まさに紛争鉱物の話です。紛争鉱物は決して環境だけの問題ではないですけど、環境破壊もありますので。違法伐採木材についてもこれは結構関係がありますし、製紙業界なんか

は自主基準でデューディリジェンスをやっているわけで、それはちゃんと言葉として出して、違法伐採木材のこともできれば触れていただきたいと思います。

○ 上妻座長

わかりました。検討をさせていただきたいと思います。

まだいろいろご意見があると思いますが、後日、メール等で、もしくは直接ご連絡いただければ。

<意見交換 -重要な環境課題の特定方法->

○ 上妻座長

では、次に、重要な環境課題の特定方法。これは前回やったところですが、直しているのですよね。どこを直しているのか、説明していただけますか。

○ 事務局

解説書が違います。

○ 上妻座長

解説書が根本的に違うのですけれど、作成ガイドのほうは、まだ、正直な話、指摘していただいたことが直っていません。そこまで作業が進んでいないので。解説書に関しては、全く違ったものに差し替えさせていただきました。16 ページをご覧くださいなのですが、作成ガイドでは、「重要な環境課題をどうやって特定しているか、その方法を書いてください」というのがガイドラインでお願いしていることですので、どういうふうに特定すればいいのかについては、何も情報を提供していません。そこで、解説書を作って、重要な環境課題の特定方法やマテリアリティとはどういう考え方なのか、そして、それをどういうふうに決めるのか、実務ではどんな事例があるのか、といったようなことをまとめて書かせていただいています。

16 ページの図は私が作って、会社の事例にするよう指摘されたのですが思いつかなかったもので、それも含めて、ご意見等があれば、よろしく願いいたします。

では、富田委員、お願いします。

○ 富田委員

今、既にコメントがあったのですが、半熟たまごの例はやはり非常に違和感があるというか、何が言いたいのがいま一つよくわからないなど。なので、できれば具体的な製品がイメージできる、例えば自動車会社さんでも、飲料会社さんでもいいですが、そういう例にして、非常に典型的なものを挙げたほうが、直感的に分かるのではないかと思います。

○ 上妻座長

これは、作成ガイドと以前の解説書案がかなりずれていたもので、内容をすみ分ける上でのイメージづくりのために提供しました。私はこれが一番わかりやすかったのですが、適切なものに差し替えさせていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょう。後藤委員、お願いします。

○ 後藤委員

「マテリアリティ」はなかなか難しいのですが、財務報告では、会計の準原則と言っていた。今は原則なのですか。

○ 上妻座長

概念フレームワークでは報告原則として書かれています。「情報の特性」というところで書かれていて、これに関しては、どんな考え方かということについて作成ガイドの序章で書きますので。非常に関係があるのですが、まずこちらのほうが先にできてしまったということです。

○ 後藤委員

TCFD を見ていると、最終的には財務報告にしたいという観点で、「マテリアリティ」がめったやたらと出てきます。そうすると、例えば気候変動で、もちろん環境的にも影響しますが、財務的に影響がある例が載っているほうがわかりやすいかなと。TCFD については、これから結構皆さん気にすると思いますので。

○ 上妻座長

TCFD は財務報告の話ですから、そうなってくるとは思いますけども、財務報告のマテリアリティが全ての基礎になっています。ただ、GRI などが違った考え方を入れていったので、こんがらがってしまっているのだと思います。ここで書かせていただいているのは、財務報告のところに立ち戻りまして、要するに、物事を情報に写し取って出していくときに、それは、情報を見た人が物事をちゃんと想像できるかどうかが大事なのですけれど、そのために欠落してはいけない情報、つまり、例えばゆで卵の説明をするのにこの情報があれば足りるけれども、絶対落としてはいけない情報は何なのか、というのが、財務会計でいうところの基本的には重要な原則と言われるところです。ただ、財務会計では、それが基本原則にはなっていません。基本原則の「フェイスフル・リプレゼンテーション」と言うのですが、「表現の忠実性」というところの一部として扱われている。それから、監査なんかでは、虚偽記載や脱漏がないようチェックをするのですが、虚偽記載というインチキなように聞こえますけれども、つまり間違いがないかどうかということをチェックします。マテリアリティはそのときのチェック基準で使われていて、これは微妙に違うのですね。ですから、事象から情報を写し取るときに、どうしても欠落してはいけない、必要最低限の情報がマテリアルな情報である、という考え方でここを書かせていただきますし、それは基本的に財務会計と同じであるということです。

水口委員、お願いします。ご専門ですので。

○ 水口委員

もちろん上妻先生のほうが専門ですけれども、おっしゃるとおりなのですが、補足をしますと、まず、事実から情報を写し取るときに欠落してはいけない情報は何かという観点でマテリアリティを考えます。このときの判断基準というのは、その情報を利用することで意思決定に影響を与えるかどうかということが基本なのですね。

○ 上妻座長

意思決定を変えてしまう。

○ 水口委員

意思決定が変わるかどうか、マテリアリティの判断基準になるわけです。ということは、意思決定の目的に依存するのです。ですから、財務会計のマテリアリティとGRIのマテリアリティは違う。その背景にあるのは、GRIはマルチステークホルダーを前提にしているので、マルチステークホルダーの意思決定に影響を与える情報がマテリアルだという観点で、環境とか社会の問題を考えるのに対して、例えばIIRCは、基本的には統合報告は投資家を第一のターゲットにしているので、投資意思決定に影響を与えるかどうかマテリアリティの判断基準になっている。そういう意味ではないかと思っています。

○ 上妻座長

ここは学会ではありませんので、議論をする気はないのですけれども、財務会計は基本的に投資家向けの情報ですが、それには潜在的な投資家まで含みます。基本的には、子どもも含めて、全部潜在的な投資家ですから、社会に向けて情報を開示しているという考え方が非常に強いのです。これも同業者の人によく「情報を見る人は意思決定なんかしていない」と言われるのですが、意思決定しないことも意思決定の一つです。これは専門的な論文ではありませんから、簡単にわかるところを必要最低限書かせていただいているということで、学問的な正確性を最後まで突き詰めてはいないということをご理解ください。

○ 水口委員

そういう意味ではなくて、したがってGRIが言っているマテリアリティを落とさないということも必要なかなということをおもいました。

○ 上妻座長

極めてニュートラルには書いているつもりです。要するに、議論のあるところに触れているつもりはないので、ご懸念は多分大丈夫だと思います。

では、富田委員、魚住委員、お願いします。

○ 富田委員

今の水口先生の意見に近いと思うのですが、そもそも、今、水口先生がおっしゃったようなマテリアリティの違いは、解説書に書いてもいいのではないかと思います。いわゆる伝統的なというか、財務的なマテリアリティと、それ以外の概念があるということは、どこかに明示するというのが一つ。

あと、環境報告という観点からは、先ほどの栗野さんのお話ではないですけど、財務的な影響が及ぶかどうかは関係なく、環境的なインパクトというのが極めて重要な要素である可能性があるし、別に投資家だけではなく、さまざまな幅広いステークホルダーがいる可能性があるというところにも配慮した上で、環境側面のマテリアリティを考えるべきだ、といった注意喚起を入れていったほうがいいのではないかなと思います。

○ 上妻座長

検討して、修正したいと思います。

○ 魚住委員

これは私の認識で、間違っているかどうか分からないのですが、もともとは企業側ではなく監

査する側でマテリアリティの考え方を使っていたと思っています。そのときは、マテリアルなもの、対象は何かというと、情報とか事柄ではなく、監査するときの数字、主に利益についてどれぐらいまで間違っても許容されるか、それがマテリアリティだったわけです。ですから、マテリアリティの対象は情報と数値と両方あるというふうにまず考えます。非財務情報場合になって、重要な情報が漏れてはいけないという考え方が出てきたと思います。会計では、貸借対照表、損益計算書に書く対象ははっきりしていて、判断の余地がほとんどないわけですね。アニュアルレポートなどではマテリアルな情報という考え方が必要かもしれませんが、それは日本では会計監査の対象になっていない部分です。そういう使い分けがあったように思います。

○ 上妻座長

お説ごもつともです。時間がないので、全然違う話をしてはいけないのですが、私は、学生に授業をするときに、パワーポイントを使っているのですけれども、授業用のレジュメ、パワーポイント、パワーポイントのハンドアウトを作って、それ以外の資料などを全部インターネットに置いて、学生が取れるようにしています。そうすると、昔は、授業をやって、黒板に書いたことについての質問だけ受ければよかったのに、「パワーポイントの実物が欲しい」とかいろんなことを言うてくる人がいるのですね。

今のお話もそうですけれども、今、我々がサステナビリティ・リポーティングの領域で考えているマテリアリティを、もう少しきちんと明確にしながら、ガイドラインとして説明するのであればこのぐらいかなという程度で書いているのですけれども、今のようなお話をそもそもで説き出すと、もともと専門ですから書けるのですが、書いたら意味がわからなくなるし、それに対して色々な質問が出てきてしまうので、あえて書いていないのです。

これに関しましては、今いただいたお話の中でも重要なことが何点かありましたので、そのことは少し修文させていただきたいのですが、そもそも論から書くようなことは今回はやめさせていただいて、次にそういう別の機会があれば、別の文書に書かせていただくようにしたいと思いますけれど、それでいいでしょうか。恐れ入ります。

ほかにも何かあるようであればお聞きしますけれども、そうでなければ、次のテーマに行きたいと思います。

<意見交換 -気候変動->

○ 上妻座長

次は、参考情報です。参考資料の中の気候変動の解説書案ですが、21 ページです。ここは、事前に回付をしまして、既にご意見をいただいています。

この参考資料の解説書のコンセプトは、作成ガイドをつくらなければいけないのですけれども、作成ガイドを作る対象になっていないのです。気候変動はどなたにとっても重要だと私は思うのですが、先ほどお話ししたように、これも含めて事業者の方に選んでいただくという立てつけになっていますので。だからといって、ここの説明が重要でないわけではないので、かなり詳しく書いてあるのですが、当初は作成する予定がなかった作成ガイドについても、参考事例として、

「もし作成ガイドを作るとすれば、こんなふうになります」ということを簡単に書いていきたいとは思いますが、そういうものも全部含んだ、とにかく我々が今考えていることのデータベースだとお考えいただきたいと思います。ですから、きれいに整理はされていないということを最初に申し上げておきたいと思います。

それでは、ご意見、ご質問等があれば、よろしくお願ひいたします。事前にいただいたことを、もう一回強調していただいても結構です。

恐らく、環境報告の3分の1ぐらいのパートをここが占めていくぐらい重要なところだと思いますし、特にTCFD関連の対応をしていかなければいけないところにつきましては、作成ガイド、解説書も含めまして、きちんと書き込んでいきたいと思っています。そのリンクもよくわかるようにしていきたいと思いますので、過不足があるようでしたら、よろしくお願ひいたしたいと思います。

○ 栗野委員

気候変動だけではなく何を作成ガイドに載せるのかというところですが、実際に使われる方を考えると、「報告事項ごとの記載の留意点」は、作成ガイドにあったほうがいいのではないかと思います。

例えば気候変動は、ものすごく細かな数値の話を出していますよね。確かに、初めて作成される方なんかはこれを読んでやることになると思うので、それとあわせて事例という構成になったほうが、わかりやすいのではないかなど。

○ 上妻座長

そのとおりだと思いますので、そういうふうに分けさせていただきたいと思います。

○ 栗野委員

そうすると、解説書にどこまで何を書くべきか難しいのですが、気候変動の場合は、23ページの569行目に「以下機会・リスクを整理する」となっています。解説書であったとしても、こういう形でどこまで書く必要があるのかなというのがよくわかりませんでした。

○ 上妻座長

詳し過ぎるということですか。

○ 栗野委員

ここまで書かなくてもいいのではないかと思います。ある意味、中途半端かなど。書くのであれば、もっと書く必要があると感じます。

○ 菅生課長補佐

これは、作業中という意味の「整理する」ということで、これが整理した状態というわけではありません。

○ 栗野委員

意図はわからなくはありません。特にTCFD提言が出て、どのようなリスク・機会があるがわかるようになったほうがいいだろう、という意図です。もしそうであれば、ご提案ですが、ブルームバーグがTCFDガイドラインに準拠して発表した今年のレポートの該当ページを実例として

載せればいいのではないのでしょうか。英語ですけど、ブルームバーグの許可を取ってやればいいと思います。ブルームバーグ自身が TCFD の座長だったので、当然、みんながやれるようにと思って、いの一冊にレポートを出しているわけです。表として非常にきれいで、私が見た TCFD のリスク論と機会論まで入ってシナリオ分析をやっている海外企業 4 社ぐらいの中で、一番わかりやすい。実例で、「簡単なものとしては実際にこういうものがあります」と出したほうが、文章で書かれるよりもよっぽどわかりやすいのではないかなと思いますので、一応ご提案です。

○ **上妻座長**

それは作成ガイドですね。

○ **栗野委員**

作成ガイドでもいいと思います。

○ **上妻座長**

藤井委員、お願いします。

○ **藤井委員**

同じ観点のことを申し上げさせていただきます。解説書素案の 27 ページの「シナリオ分析」についてですが、企業にとりまして、シナリオ分析とはどのようにやるのか。それから、やった後、環境報告書にどう記載するのかが知りたいところです。1 から 10 まで全部書くわけにもいかないでしょうし、単純に「シナリオ分析しました」だけでもだめだと思います。そういった意味で、先行事例をぜひ参考にさせていただきたいので、事務局のほうでご準備いただければと思います。

○ **上妻座長**

シナリオ分析については、別途解説書を作成します。まだ作ってはいないのですが、環境報告ガイドラインの本体では、「シナリオ分析をしてください」とお願いはしていないのです。「戦略」のところ、「シナリオ分析をしなければいけない状況があります」という注意喚起だけをしていて、それは TCFD 提言への対応ということなのですが、シナリオ分析のやり方について何も説明せずに言及するのはあまりにも不親切なので、今いただいたようなお話を勘案させていただいて、簡単な形で分析ができるように解説書を作成したいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○ **栗野委員**

細かいところで恐縮ですが、作成者の違いによってばらついているところもあると思いますが、23 ページ、550 行目に出てくる TCFD のリスクについて、「レピュテーション」とか「レジリエンス」というカタカナ用語は避けたほうがいい。「レピュテーション」は、ほかの部分では大体「評判」と書いてあって、ここだけ「レピュテーション」と書いています。「マテリアリティ」のように、「重要性」と言ってしまうと逆に意味がわからなくなるからカタカナ用語をそのまま使わざるを得ない場合もあると思うのですが、レピュテーションに関しては、ここで「レピュテーション」と書いたところで恐らく読み手が正しく理解をするとは思えません。基本的には、よほど日本で普及している「リスク」とかはいいとして、カタカナ用語を残さないほうがいいでしょう。

「レジリエンス」も、この書き方だと、なぜレジリエンスが機会になるのかがわからないと思います。翻訳の難しさはわかるのですが、意味合いが伝わるように書かなければ何の解説にもならないので、ここはやはり表現を考えたほうがいいだろうと思いました。

○ 上妻座長

「レジリエンス」みたいなものは、用語として、これから広く使われていって、日本語が使われなくなる可能性があるので、括弧書きにするなりして、両方書かせていただきます。

○ 栗野委員

あと、27ページ。「気候変動」にはコメントを出さなかったので申し訳なかったのですが、677行目に入っている文章は、気候変動に限る話ではないと思うのですね。違うところに書くべきではないでしょうか。

○ 上妻座長

資金調達云々の話ですか。

○ 栗野委員

「企業が経営戦略に温暖化をはじめとする環境要素を織り込むことは」の部分は、「温暖化をはじめとする」なので、これは温暖化に限らない話ですよ。だから気候変動のところではなく、どこかに書いたほうがいい。

○ 上妻座長

わかりました。修正させていただきます。ほかにいかがでしょうか。

○ 富田委員

細かいところですが、「参照できる文献」のところで GRI スタンドアードが色々な項目に出ています。恐らく抜けていると思われるのは、GRI 103 への言及です。かなりの項目と被っていて、数値を開示するよりも環境報告の本質的な意味では重要だと思いますので、ぜひとも明示していただきたいなと思います。

○ 上妻座長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

時間の関係で、どんどん飛ばしてしまいますけれども、何かありましたら、別途言っただけければ、メールでも何でも結構です。後で思いついて、あれを言っておかなかったということがあれば、ご連絡をいただきたいと思います。

<意見交換 -水資源->

○ 上妻座長

では、次に、水資源に行きたいと思います。34 ページです。ここは環境報告ガイドラインの参考資料のところで、通常、水の管理以外に、水ストレスの話が出てきますが、これについてもいろいろご議論があるだろうと思います。何かご質問、ご意見等があれば、よろしくお願ひいたします。これも、事前にご意見をいただいているのですが、そのことも含めて、強調していただいて結構でございます。

○ 藤原委員

コメントとして出しまして、先ほどの話ともつながりますけれども、気候変動と水とで別々に書いてあっても、両方に関係するものがあります。リスクと機会の話や、特定の項目だけ SDGs が書いてあるとか。その辺を調整していただいたほうがいいかなというのが一つ。

それから、計算例をいくつか書いていますけれども、なくてもいいかなという感じがします。環境報告を出す人は、そのぐらいのことは調べて書くだらうなという気がするので、ここで示すほどのものではなく、ページが増えてしまうとわかりにくくなってしまいますし、削除しても普通の人にはわかるかなという気がしました。

○ 上妻座長

わかりました。ほかにいかがでしょうか。後藤委員、お願いします。

○ 後藤委員

解説書でいいと思うのですが、水リスクは、世界経済フォーラムのグローバルリスクでは、社会的リスクとして捉えられていますよね。

○ 上妻座長

水道ですね。

○ 後藤委員

ええ。要は、どこかに1行か2行、特に海外では、水が環境リスクだけではなく社会的リスクとしても捉えられるという点に留意する、程度の内容は入れておいたほうがいいと思います。

○ 上妻座長

恐らく水道料金のことでいろいろ、IMF や世界銀行が指摘していますので、日本にとっても無関係なことではなくなる可能性がありますね。

○ 後藤委員

海外の社会的リスクは、必ずしも水道料金だけではなく、水の取り合い、まさに戦争リスクまで行くわけですので、日本とは水の扱いが違っているわけです。国内だけの話ではないので、1行程度、そういう内容があってもいいかなと。

○ 上妻座長

付記させていただきたいと思います。では、藤原委員、水口委員。

○ 藤原委員

さっき言い忘れましたが、36 ページの水ストレス評価ツールのところです。こういう内容を示すことはいいことだと思うのですが、残念ながら、日本だとこのツールはあまり使えません。というのは、海外の場合、流域が長いので、誰が見てもここが流域だとわかるのですが、日本の場合は複雑です。例えば弊社の横浜工場がある横浜市の場合、3カ所ぐらい違う水系から取水しているので、水道局に聞かないと自場所水源がわからないのです。日本の場合ではそういう状況だということをどこかに示してあげる必要があります。もう一つ、我々もやってみてわかったことですが、日本の場合は、水道局や自治体のハザードマップが非常に充実していますので、そういったものを見ると非常に水リスクというのがよくわかります。そういうことも示してあげると、

非常に参考になるのではないかと思います。

○ **上妻座長**

わかりました。付記させていただきたいと思います。水口委員、お願いします。

○ **水口委員**

私、もしかしたら色々送ったかもしれず、直していただいたような気もしつつ。

○ **上妻座長**

全部は直ってないと思います。

○ **事務局**

水口先生のコメントは少なかったのです。

○ **水口委員**

藤原さんがおっしゃったこととも関係するのですが、水ストレスは立地やサプライチェーンによって異なり、どこに水ストレスがあるのかという調査をすることは非常に重要だろうなと思います。それと、後段の利用量の計算の話とのつながりが、もう少しはっきりわかるといいと思います。つまり、とにかく「水というと、排水量とか利用量を書けばいい」という感覚の報告書が多いような気がするものですから。水ストレスが重要性と関係したら必要だし、重要性がなければ別に計算しなくてもいい、ということをし少し伝えていただけると。

○ **上妻座長**

わかりました。そうさせていただきたいと思います。富田委員、お願いします。

○ **富田委員**

先ほどの藤原委員のコメントに対して。計算式は要らないのではないかとコメントがあり、私もそうかなと思っていたのですが、最近、いわゆる中堅企業さんといろいろ話す機会が多く、ESG投資ブームでそういったところも「何かやらなきゃいけない」みたいな認識が広がっていること自体はいいと思う一方で、本当に基本的なことを知らない人が実は多いと改めて実感しております。ここにべたっと書いてしまうと、ちょっと重たいかなという気はするのですが、うまいレイアウトか何かを考えて、本当に基礎的なところもどこかに残していただけるといいかなと感じています。

○ **上妻座長**

わかりました。工夫をさせていただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。特段ないようであれば、先に進めさせていただいて、最後に時間が余れば戻っていただいても結構です。

<意見交換 -生物多様性->

○ **上妻座長**

次は、「生物多様性」のところに行きたいと思います。ここも、これまでの環境報告ガイドラインではあまり実のある議論をしてこなかったところですが、41 ページからですが、皆さんのご意見をいただきたいと思います。

○ 後藤委員

コメントを出したとは思いますが、直っているのか直っていないのかよくわからないので。生物多様性について、生物多様性条約と生物多様性基本法のことはちょっと書いたほうがいいかなと思います。

それから、業種は限られるのですが、ABSは製薬業界や食品業界に関係するので、解説書の中で少し入れたほうがいいというコメントを出した記憶があるのですが。

○ 上妻座長

わかりました。

○ 栗野委員

条約があるということよりも、それは愛知目標という形でご提示をしたほうがいいだろうと思った、ということが一つあります。ですから、条約そのものを書いていないというのは、そういう意味です。

ABSは、ヒアリングを行った結果、あまり無理に書き込まないほうがいいのかなと、正直思った部分がありまして、そう結論しました。一つは、言われているほど途上国側がそもそも体制整備に走っていないので、「気をつけましょう」と言ったところで、気をつける先が何の体制もないので、かえって宙ぶらりんな状態になってしまうということと、最近の開発はもはやコンピュータ上で行うというお話もあって、あまり実例的にも出ていない。環境省の把握でも出ていないということもあって、あまり章立てで大きくわかるようにはしていません。ただし、部分ごとには「ABS」という表現、あるいは「名古屋議定書」といった形で書いてあります。

○ 上妻座長

ほかにいかがでしょうか。魚住委員、お願いします。

○ 魚住委員

メールで意見は言ったのですが、反映されていないので。

○ 上妻座長

まだ全部済んでいないのです。申し訳ないです。重要なことは言っていたいて構いませんので。

○ 魚住委員

41ページの1,107行目からですが、「ストック」と「フロー」というのが書かれている。簡単にこういうふうに書かれていると、生物多様性のストックとフローは別物のようですが、ストックを切り取って、それをフローと認識している場合もあるわけですね。林業とか漁業、そういうのもあって、「年間に再生産される量のほうが多ければ持続可能である」というような説明もあったほうがいいかなという気がします。

1,113行目の「生物多様性と事業活動」における「関わり」についても、どこかから引用しているのかもしれませんが、「負の影響」、「正の影響」、「依存」とある中で、正の影響は負の影響を軽減しているぐらいの話で、負の影響であることには変わらないのではないかと。依存も負の影響で、フローからメリットを得ているだけのことではないかと。ですから、「関わり」の書き方も、

私としてはちょっとひっかかるなという気がします。

○ **上妻座長**

わかりました。検討させていただきたいと思います。

○ **事務局**

「正の影響」は、生物多様性だけに恐らく限らない、環境全体的な正の影響というのがあるのではないかと考えております。そういう意味では、このままで行かせていただけないかなと思ったところがございます。

○ **魚住委員**

どこと比較しているかなんですね。破壊した後から比べると少しよくなっている。

○ **事務局**

「ポジティブインパクト」という表現もあるので、そう考えておるところでございます。

○ **栗野委員**

「影響」と「依存」というのは、自然資本会計プロトコルでもそういう表現をしていますので、基本的にはこれが通常の方針だと思っています。確かにそこでは、負と正と言っていないのですが、あえて今回、負と正を出したのは、正の取組を一生懸命頑張っているところがあるのも知っている、そういうところを後押ししてあげたほうがいいかなと思、そういうかかわり方もありますよということを、あえて強調して出しました。それだけです。

○ **後藤委員**

この 42 ページの図というのはよく使われている図なのですか。ストックとフローが、さっきお話があったように、1,107 行のところに書かれていて、ちょっと違和感があったのですが、よく使われているならこれでいいかなと。

○ **上妻座長**

魚住委員、後藤委員のおっしゃるご指摘も、非常にごもつとも聞こえますし、これを見ていただくのは一般の事業者の方々ですから、少し検討させていただきたい。少しよくなるようにはしたいと思います。ただ、全体的な方針として「このところはこうやって書かせていただくけど、若干説明を付す」とか、そういう対応になるかもしれませんが、ご意見が反映できるような方向性で、工夫をしていきたいと思、います。

○ **水口委員**

ここはプロっぽい書き方なので、あまりコメントがないのですが、プロっぽすぎて、希望としては、もう少し素人が読んでもわかりやすいものです。ただ、コラムを書く感じなのかなと。コラムなどに、具体的に「これは危ない」と書いてもらって。「パーム油」、「違法伐採」とか、あれやこれやというのがそれぞれある。会社によって関係するものが違うわけですから、「食品業界であればこれとこれは気をつけろ」とか、「木材を使っているなら違法伐採に気をつけろ」とか、わかりやすく注意喚起していただいたほうがいいかなと。

○ **上妻座長**

いずれにしても、この部分も作成ガイドを作らせていただこうと考えていますので、恐らく、

そこに反映させていただくということで、どうでしょう。

○ 水口委員

いいと思います。

○ 粟野委員

業種によって非常に様々になってしまうので、意図としては、「細かいことは、生物多様性民間参画ガイドラインを見るように」としたいのです。環境省のほうで、専用の分厚いガイドラインとして、かつ業種別にかなり詳細に情報を出していますので、こちらで一生懸命解説をするよりは、まだその表現が抜けていると思うのですが、「これを見てください」というふうに持っていければと思います。

○ 上妻座長

作成ガイドは、その作成ガイドだけを見ていただいても、何となく環境報告がある程度作れてしまうということを考えて作っています。それから、解説書に関しては、本が売っていればそれを見るのだけれども、英語しかないとか、あまりにも詳しすぎるとかいったようなものを一般の人が読むときに、「このぐらいの知識があったらいいだろうな」というところまで作っています。よく考えてみると、そこまでする必要はなかったかなという気もしないでもないですが、ガイドライン自体は非常にラフなものです。慣れている事業者の方にはそのほうが使いやすいとは思いますが。

いずれにしても、試行錯誤で作っていますし、皆様のご意見は極めてごもっともなご意見しかおっしゃっていないと思いますので、持ち帰らせていただいて、よく検討させてください。ここで即答できないことがたくさんありますので、皆で協議をさせていただいて、今回いただいたご意見も、前回の分も含めまして、よく検討したいと思っていますので、よろしく願いいたします。

では、富田委員、お願いいたします。

○ 富田委員

これも検討の対象に考えられているのだと思うのですが、「生物多様性」は非常に充実しているので、情報量がものすごく多い。その観点から見ると、例えば「制度・取り組み」の表があったり、SDGsの大きな表が出てきたりとか、ここだけに限る話ではないかなと。ここだけに出てくるとどう考えても違和感があるので、うまくほかのところにも展開するか、もしくは、SDGsは別にまとめて、全部の項目をカバーするとか、そういうことをしたほうがいいかなと。これぐらいの情報量があることはそれなりに意義があると個人的には思いますので、大変になってしまうかもしれませんが、可能な限り、「生物多様性」をベンチマークとして、ほかのところも充実させていただけるとよろしいかなと思います。

○ 上妻座長

かなりプレッシャーがありますね。努力をさせていただきたいのですが、いかんせんリソースがないので。リソースと時間のことから言いますと、多分、今言っていたことを何らかの形で反映していくところまではできると思うのですが、最終成果物としてできたものが、完璧な

ものだとは思っていません。「そんな無責任な」と言われるとそうなのですが、とにかく実務の集積がなく、成熟していないものが、今回の環境報告ガイドラインの中にもものすごくたくさん書かれていまして、今までの環境報告ガイドラインに書いてあったものは2割ぐらいしかないので。通常、ガイドラインを作るときは、前のリソースの7割ぐらいをそのまま利用して使うので、作業量はそんなに多くないのです。今回は、全部一から書いているというところで、それも考えながら書かないとできない、参考にするものがほとんどないという状況ですので、できる限りベターなものを作るようにしたいとは思いますが、完璧なものを作るというところまでいかないとは思いますが、それも、フォローアップをさせていただきたいと思しますので、少し長い目、あたたかい目で見えていただけたらと思います。

ほかにかがでしよう。

<意見交換 -資源循環->

○ 上妻座長

ないようであれば次に行きたいのですが、次は「資源循環」でございます。先ほど出ていたサーキュラー・エコノミーの話にも関係があると思うのですが、私はヨーロッパ研究者なのでヨーロッパの事情をよく見ている、日本とは基本的に論調が違っている。サーキュラー・エコノミーもすごく重要視されていて、ストローの問題が起こったときは、栗野委員がおっしゃったように、日本ではストローしか言われていないけれども、プラスチック全部が言われている。「シングルユースのプラスチックは全部やめる」ということを言っていて、今は、法律を作るか作らないか、という議論になってきています。

そのレベルで、ヨーロッパの ESG 報告だとかサステナビリティ報告というのは影響を受けて、議論が起こっている。それが日本に来るのですが、日本はそこまで行っていないのです。そこまで行っていないからといって日本が後れているかというところではなくて、別の考え方で生きているので、必要最低限のところについてはキャッチアップしていくけれども、必ずしも全部追いつけなければいけないということではない。

環境報告ガイドラインの役割は、世界のトレンドで大事なことを日本流に咀嚼をして、「日本の企業であればまずはここまでやっていただけたらありがたいかな」といったようなところを書くというのをコンセプトとして、ずっとこれまでやってきたのです。ですから、資源循環のところも、そういう点からいくと、かなり総論的になっていて、先端的なところはカバーできていない可能性があるのですが、それは重々承知の上で作っているということをご理解いただきたい。

後藤委員、お願いします。

○ 後藤委員

メールでも出したのですが、53 ページの、EIC ネットから取ってこられたレアメタルの説明は正しいのかなと。「レアメタル」という和製英語で書かれていますが、本来の英語は「マイナーメタル」なんです。要するに、「メジャーメタル」に対する「マイナーメタル」です。メジャーメタルというのは、漢字があるメタルです。金、銀、銅とか。マイナーメタルというのは、新た

にハイテク技術で使い出して、昔は使っていなかったもの。それを日本で「レアメタル」と言ったので、確かに存在量が少ないものもないわけではないけれど、ほとんどはかなりあるのです。あるところが限られているので、地政学的リスクなのです。ですからこれは、EIC ネットから取ってきたかもしれないけれども、もう少し専門家に聞いて、レアメタルのことを正確に書いてもらいたいなという要望です。

○ 事務局

まず、「レアメタル」という言葉は普及しているものですから、やはり載せておいたほうが優しいかなと。

○ 後藤委員

それは結構ですけど。

○ 事務局

それから、「存在量が多くても採掘が難しい」ということも書かれておりますので、そこは矛盾がないかなと考えております。

○ 後藤委員

書き方はそういうことなのかもしれないけれど、「レアメタル」は日本で通じていても、できれば括弧書きでもマイナーメタルという正式名称を入れることを考えていただけたらいいかなと思っています。

それから、プラスチックの問題について、実は私はパッケージングの業界とおつき合いがあって、2年以上前からプラスチックの対策は猛烈にやっていますので、日本がヨーロッパとは全く違う状況ばかりでもないと思っています。

○ 上妻座長

ヨーロッパでは、法律を作って全部禁止をしようとしているので。

○ 後藤委員

それは日本ではないですね。

○ 上妻座長

用語解説の青字のところは、最終的な成果物になったときにも本文に載るのですか。

○ 事務局

それにつきましては、まだ調整をつけていませんので、ここでははっきりお答えすることは難しいですけれども、全部載せていると大変な分量になって、用語集になってしまいますので、できれば、詳しい情報は、何らかの公的な、ないし、それに近い情報を参照していただけるようにできないかなというのが、今考えていることです。

○ 上妻座長

あまり引用が多いのはよくないとは思いますが、よく考えて、載せられるようにはしたいと思いますが、それも含めて、検討をさせていただきたいと思います。

後藤委員がおっしゃったレアメタルのところは、修文をするのだとすれば、どういうふうにできるかということを考えて、またご相談させてください。

水口委員、お願いします。

○ 水口委員

素人っぽいのですが、上妻先生がおっしゃったとおりの状況である一方で、普通の会社の人が「世の中ではプラスチックっていろいろ言われているな、うちの会社は何かしたほうがいいのか」と思って解説書を読んでみたときに、「では我が社はプラスチックについて何か書いたほうがいいのか、書かないほうがいいのか」ということが、わからないような気がするのです。プラスチックについては、「書け」とか、「今は書かなくていい」とか、どこかに書いてあるのでしょうか。

○ 上妻座長

多分、議論がものすごくずれてしまっている例かどうかわかりませんが、化石燃料の採掘会社から投資を全部引き上げるダイベストメント運動みたいものが起こって、毎日のように何十記事も新聞に載っていたのが2013年です。その話はもう去年ごろから言われていて、講演とかで話をしても、ほとんど皆さん聞いてくださらなかったようなことなのではと思いますが、それがここ2～3年は、日本でもすごく大きな話になっています。

ヨーロッパでの議論は、大体3年から5年ぐらい経つと、彼らのバリューチェーンマネジメントを通じて、どこかの国がやろうとしていることがEUを動かし、EUが国連を動かし、それでみんなにやらせるということになります。一番被害を受けているのが日本なのではと思いますが、その時間が5年ぐらいはかかっているのですね。

今回、環境報告ガイドライン本体は大事なものですけれども、附属文書として出しているものについて、そこまで書いたほうがいいのかどうなのかということは、ちょっと考えているところです。解説書と作成ガイドに関しては、できれば早い期間にちょっとずつ見直しをしながら差し替えていきたいと思っていますので、それは環境省の方針に関係があると思いますけれども、もしできるのであれば、今いただいたようなご意見で、世の中の情勢を見ながら、つけ加えられるものはつけ加えていきたいなと考えています。これも含めて、事務局と相談をさせてください。

○ 栗野委員

今の件ですが、確かに時間がかかるとはいえ、日本でもビジネスを展開しているアメリカ企業のマクドナルド、スターバックス、ダンキンドーナツなどが一気に対策をし出しているのが、日本市場でもインパクトが強くなってきています。EUが動くよりも、アメリカ企業が動く方が日本市場は反応するので、その典型がスターバックスのストロー問題だったと思います。ですので、時期的には、5年もかからないというか、イギリスあたりでは数年前からだったのが、ついにアメリカ企業のプッシュになり、それが一気に日本に来た、というふうに見たほうが、いいかなと思います。

その意味では、解説書にはまだ書けないということもわからなくはないのですが、同時に水口先生がおっしゃるところもわかるので、コラムで最新の動向として書いてあげればいいのかと思います。ストローだけの話題ではないですから、基本的には。しかも、この間のG7で、日本が海洋プラスチック憲章に署名できなかったということで、環境省にも火がついている状態

になりましたから、ここでもふたをしてしまうと、ますます「環境省は後れている」という見方も出かねませんので、やはりそこはきちんと書いていったほうがいいのではないかと思います。

○ 上妻座長

ありがとうございます。恐らくプラスチック問題を書くと、ものすごくたくさん書かなければいけなくなりますので、どのぐらい圧縮して、注意喚起ぐらいにとどめられるかはわかりませんが、考えさせてください。場合によっては申し送ることになるかもしれませんが、それはサボっているわけではなく、熟慮を重ねて決めたいと思います。もちろん、皆さんにご報告をして、どうしたかの顛末をわかるようにはしたいと思いますけれども、ちょっと検討させてください。ほかにいかがでしょうか。

<意見交換 -化学物質->

○ 上妻座長

もしいいようであれば、次の「化学物質」に行きたいのですけれども。これもご意見をいただいていると思いますが、時間の関係もありますので、言い足りなかったこと、これは絶対重要だということ、ここが直っていないと思われることがあればお願いしたいと思います。テクニカルな話で、直接協議したほうがいい場合は、ご意見をいただければ。既にいただいているものについては、これから検討をしていきます。必ずしも反映されていないので、そこについては別途ご相談をさせていただきたいと思いますが、何か重要な点でご意見等があれば、よろしく願いたします。

○ 水口委員

農薬に関する内容はどこかに書くのですか。「生物多様性」か「化学物質」か。

○ 事務局

まず、61 ページに、「生態系への影響が懸念されるなどの理由から」といったことを追記させていただいています。先ほどのプラスチックも、海洋プラスチックの件も同じですけれども、水口先生のご指摘は、本当はマテリアリティの決定をした上で、ということになるので、ある程度事例として示していくのが正しくて、「生物多様性」のように充実した解説を作るべき例の一つかと思うのですが、それだけを採用するというのも偏りが出てしまうので、今現在は、61 ページの最後の箇条のように書かせていただいています。

○ 水口委員

わかりました。今、1,700 行に書いてあるということですよ。

○ 事務局

はい。

○ 水口委員

その話だけを書きすぎるのもバランスに欠ける、というのはそのとおりだと思うのですが、「規制対象となっていない化学物質でも」という書き方で、農薬は明らかに化学物質ですけれども、普通の人パッと読むと違う化学物質をイメージすることが多いような気がするものですから、

そういうものも含まれる、ということを入れてみてもいいかなと思います。

○ 上妻座長

ミツバチが死んでいる原因が農薬だとヨーロッパでは言われているのですが、それを言い出すというんな業界の方から「何を根拠にそんなことを言っている」と言われてしまいますので。そういうことを考えながら書いてはいるのですが、少し修文をさせていただいて、ニュアンスが伝わるような形で、「農薬も化学物質として問題になることがある」というぐらいの程度で書きたいと思います。

○ 水口委員

農薬もちゃんと審査をして流通しているわけですから、そこは非常に難しいところだと思います。

○ 上妻座長

ほかにいかがでしょうか。

○ 魚住委員

放射性物質の保管量について、適正に保管されていれば安全なのですが、天災とか事故とかのときにかなり大きなリスクが考えられるので、そういった情報の開示に関しても、「化学物質」の中に入れてもらえたらと思います。

○ 上妻座長

これは5年来の懸案事項で、前回の改定の検討会の最後にご意見をいただいて、「次回に申し送ります」と言ったのですが、書いてなかったですね。申し訳ないです。どこになるかわかりませんが。

○ 事務局

それについては、「汚染予防」で扱います。

○ 上妻座長

すみません、そのことに関しては認識していたつもりですから、どこかで書かせていただきたいと思います。ほかに、「化学物質」のところ、いかがでしょうか。

<意見交換 -汚染予防->

○ 上妻座長

では、「汚染予防」も一緒に。「汚染予防」は今回お見せするのが初めてですし、時間もありませんので、こちらも含めてご意見をいただきたいと思います。

○ 事務局

すみません。魚住委員のご質問が、核廃棄物のことだと認識していなかったのですけれども。

○ 後藤委員

書かれていないよね。一生懸命見ているけど、どこにも出てこないから。

○ 事務局

核廃棄物のことですか。

○ 上妻座長

有害廃棄物ですか。

○ 魚住委員

いや、廃棄物ではなく、少量であっても普通に使われているものについてです。そういうものの保管。非破壊検査をやる場合や、大学にも保管されている。

○ 事務局

まず、「汚染予防」については事前に回付できておらず、申し訳ありません。事前に回付できていないということは、熟度も高くない状態でございまして、申し訳ないのですけれども、一旦お目通しをいただく意味でも、今日、審議にかけさせていただきます。汚染予防に関する問題で、まず報告事項として取り上げるものは、大気汚染と水質汚濁と土壌汚染です。そのときに、2012年ガイドラインを引き継ぎながら、有害物質等の貯蔵保管に関して、例えば69ページの概要の続きになってしまいますが、土壌汚染対策及び農薬やPCB等の有害物についての取り扱いや、事故に関しての記述を少し足しております、この後、有害物質等の保管に関することを、72ページあたりに記載していく考えであります。

○ 上妻座長

先ほどの核物質等の危険物質の保管につきましても、「化学物質」のところどこかに付記させていただきます。解説書にするのか、作成ガイドにするのか、ちょっとわかりませんが、どこかに書かせていただきたいと思います。もうご意見をいただいていますよね。

○ 魚住委員

いや、まだこれはもらっていないです。

○ 上妻座長

74ページの2,094行目から始まる「有害物質等」というところに若干書かれています。ここに、「放射性物質等を含む」と書いてあるのですけれども、これよりももう少し詳しく書いたほうが良いということでしょうか。

○ 魚住委員

基本的にはこれでいいと思います。「有害物質等の保管量は、年間最大保管量及び年間平均保管量」と書かれてあって、その対象として、「放射性物質等が含まれます」ということであれば。

ただ、関連して思ったのは、土壌汚染後に除染された土の保管です。これは国や自治体が保管しているものはいいのですが、企業の敷地が汚染されていたら、そういうものも開示情報として出したほうがいいのではないか思うのですけどね。

○ 上妻座長

ちょっと検討をさせてください。ほかにはいかがでしょうか。

○ 水口委員

汚染予防については、環境省に知見が蓄積されているところだろうとは思いますが、68ページの「概要」の書き出しからざっと読み始めますと、国内を前提に書かれているというように読まれるような気がしました。前段のほうでバリューチェーンの話がたくさん出てくるので、そ

この関係をどう理解するのかということだとは思いますが、サプライチェーンをたどっていくと、途上国では全然公害対策ができていないところがたくさんあるわけで、そういうことも気をつけた上で、「汚染予防の視野を広げて考える必要がありますよ」というメッセージだけは入れていただくといいかなと思いました。

○ **上妻座長**

恐らく、それは作成ガイドのほうに入れたほうがいいかもしれません。これについて書くときには、「日本の国内法対応だけではなく、バリューチェーンで起こる問題についても留意をしてください」という書き方にさせていただきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

○ **富田委員**

ちょっと確認なのですが、今おっしゃった「作成ガイドのほうに入れる」ということについて、先ほどの資料2だと、この個別項目に関する作成ガイドはないと理解していたのですが、どういう形で入るイメージですか。

○ **上妻座長**

「汚染予防」ですか。

○ **富田委員**

はい。星取表があって、個別項目には作成ガイドがないことになっている。

○ **上妻座長**

そうなのです。重要な環境課題については、参考資料だから作成ガイドを作らないと言っていたのですが、先ほど説明がありましたよね。

○ **事務局**

正しく言うと、ガイドライン第2章の2.(10)のほうで、一般的な、どの課題にも共通する内容を取り扱うという意味で、その中の一つに、視野として、国内のことだけではなく、海外も見るといったようなことを抽出して書いたほうがいいということだと思います。

○ **富田委員**

私もそうかなと思ったのですが、それだとすると、先ほどの水口先生の懸念がきちんと理解されるのだろうか。これは汚染という特定された項目なので、国内の話と海外の話はなかなか結びつきにくい感じがします。

○ **上妻座長**

第2章の2.(10)の一般論としての注意事項の中に、それぞれの、例えば代表的な環境負荷に関して、特異性のあるものについては若干言及します。

○ **事務局**

補足ですが、ご指摘いただいたことについて、例えば68、69ページの頭のほうには、「海外を考慮した記載を追加検討予定」と書いているのですが、これをきちんと対応いたしますので、解説書の中でも受けとめさせていただきます。

○ **上妻座長**

ということで、時間になってしまいました。まだご意見がたくさんあると思いますが、別途連

絡をしていただければ、いろいろ伺って、それを反映できるようにしたいと思いますので、今日はここで終わらせていただきたいと思います。

III. 閉会

○ 事務局

ありがとうございました。では、最後に、環境省の菅生課長補佐より、一言お願いいたします。

○ 菅生課長補佐

本日はありがとうございました。いろいろ意見をいただきまして、ありがとうございます。上妻座長からもお話がありましたとおり、時間的制約があるのですが、一方で、世界的なトレンドや、「こうやっていったほうがいいのではないか」という内容は、もちろん入れられる部分は入れていきたいと考えております。今年中に仕上げるというのは、あくまでも来年の報告書を作っていた際に参考になるものもあればいいなということで考えております。来年以降もどんどん追加をできる状態には考えておりますので、ご意見はそちらにも入れられればと思っております。ありがとうございました。

○ 事務局

ありがとうございます。最後に、次回検討会の予定、議事録等について申し上げます。次回は、12月6日、木曜日を予定しております。開催案内は改めてお送りいたします。議事録につきましては、案ができ次第、委員の皆様へ回付させていただきますので、ご確認をお願い申し上げます。そのほか、何かございますでしょうか。

○ 後藤委員

12月6日は、何時から何時ですか。

○ 上妻座長

13時から15時30分です。

○ 事務局

ご案内いたしますので。では、本日の検討会を終了いたします。大変ありがとうございました。

以上